熊本県文化財防災マニュアル

令和２年（２０２０年）５月

熊本県教育委員会

例　言

1　本書は災害による文化財への被害を防止・軽減するため、また、災害発生時における文化財の保護・救済措置を速やかに行うために策定したマニュアルである。

2　本書中で言う「文化財所有者等」とは、国・県・市町村によって指定、選定及び登録を受けた文化財を所有する者を指す。これには文化財を所有する地方自治体も含む。また、管理団体及び管理責任者が選任されている場合はこれも含む。

3　本マニュアルは包括的な位置づけとして策定したものである。本マニュアルを基礎としてそれぞれの文化財類型毎にその特性に応じた適切な防災マニュアル・計画を策定することが望ましい。

4　本書の作成は熊本県教育庁教育総務局文化課が行った。

目　次

第１　総則

１　目的 ･･･ 1

２　文化財の区分･･･ 1

３　役割分担 ･･･ 1

４　熊本県の災害事例･･･ 2

第２　防災対策と災害時の対応

１　防災対策 ･･･ 5

２　被災時の対応･･･ 6

第３　各災害への対応

１　火災 ･･･ 8

２　地震 ･･ 12

３　風水害 ･･ 15

４　盜難 ･･ 18

第４　被災後の文化財の取扱い

１　文化財の保護・修復･･ 21

２　法令上の手続き･･ 21

３　補助金等 ･･ 23

４　未指定文化財･･･ 29

第５　埋蔵文化財 ･･ 32

（参考）届出書等様式集

【国指定等】

○文化財がき損したりなくなったときは･････････････････････････････36

○文化財所有者等が文化財の修理や復旧を行うときには･･････････････････49

○国指定文化財の現状の変更や保存に影響を与える行為を行おうとするときには･･･54

○国登録有形文化財がき損、滅失したときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
○国登録有形文化財の修理するときには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
○登録有形文化財の現状の変更や保存に影響を与える行為を行おうとするときには・64
○国登録有形文化財の管理や修理についての技術的指導が必要なときには・・・・・・・・・67
【県指定】
○県指定文化財がき損したりなくなったときには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
○文化財所有者等が県指定文化財の修理を行うときには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
○県指定文化財の現状の変更や保存に影響を与える行為を行おうとするときには・・・77
【その他】
○古墳石室等の日常管理について・・・81

第１　総則

１　目的

熊本県では、平成 24 年熊本広域大水害、平成 28 年熊本地震と県土に甚大な被害を与える災害が続いており、更に近年は夏季前後に大雨が毎年降るなど災害の危険性が高まっている。

こうした災害は県民の生命や生活を脅かすだけでなく、文化財に対しても多大な被害を及ぼしうる。そこで本マニュアルでは、熊本県内に所在する文化財を災害から守り、万一、災害発生時には被害を最小限にとどめ、迅速に保護・救済措置を講じるための具体的行動の指針となるものとして作成した。

文化財の災害対策は平時からの防災対策と災害発生時における対応が大きな柱である。日常から十分な防災対策を行い、なおかつ災害発生時に迅速かつ適切な対応をとるためにはそれぞれの文化財の特性を把握するとともに、災害の種類により発生しうる被害を想定しておくことが重要となる。

２　文化財の区分

文化財は大きく有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群に分類される（文化財保護法第２条第１項～第６項）。このほか、地下に埋蔵された遺物・遺構を含む埋蔵文化財がある。

災害による被害を特に受けやすいものは有形文化財や記念物、伝統的建造物群※などであるが、熊本地震ではすべての文化財に甚大な影響が及んだ。

また、文化財の種別によって特定の災害により被害を受けやすいものもある。有形文化財の中でも建造物は火災や風水害の影響を受けやすく、美術工芸品は盗難に遭うことが多い。さらに記念物は、風水害や土砂災害の影響を受けやすい。

熊本地震のように大規模な地震が発生した場合には、広域にわたって甚大な被害をもたらし、災害発生後の文化財の保護・救済措置が求められ、有形文化財である建造物や記念物等の迅速な保護が課題となる。

このように防災対策や被災後の対応については、文化財の種別によって違いが生じることもあることも念頭に置いて対応しなければならない。

※県内には重伝統的建造物群に指定されている物件はない（R2.5 現在）

３　役割分担

文化財を災害から守るためには、国（文化庁）、県教育委員会、市町村文化財保護担当部局及び文化財所有者等がそれぞれの役割に基づいて行動する必要がある。

	防災対策	災害発生時	災害発生後
国（文化庁）	○専門的見地から県教育委員会へ助言 ○技術的支援 ○防災対策事業に対する補助	○国指定等文化財の被害状況の取りまとめ ○文化財の応急的な保護措置等について包括的な助言及び技術的指導	○大規模災害に際しての文化財の救出、修理等復旧に係る技術的支援及び人的支援及び派遣に係る調整 ○上記を達成するための各種補助による支援 ○要望等に応じ補助金による支援 ○予防等に応じ、補助金嵩上げ等の検討及び実施
県教育委員会	○専門的見地から市町村文化財保護担当部局への助言 ○文化財防災に関する啓発 ○防災対策事業に対する補助 ○市町村文化財保護担当部局の防災活動を支援する人材養成への支援 ○関係機関等との連携	○国指定等文化財の被害状況について市町村からの報告を取りまとめ、国（文化庁）及び文化財防災センターへ報告 ○県指定文化財の被害状況の取りまとめ ○文化財の応急的な保護措置等について関係機関等と連携して市町村文化財保護担当部局及び文化財所有者等への助言及び技術的支援 ○市町村文化財保護担当部局への支援内容の把握	○市町村文化財保護担当部局に対する文化財の救出、修理及び復旧にかかる技術的支援及び人的支援及び派遣に係る調整 ○上記を達成するための各種補助及び補助金嵩上げ等の支援、並びに技術的支援及び人的支援についての関係機関等との連携 ○必要に応じて一時保管施設の確保
市町村文化財保護担当部局	○関係機関等と連携して専門的見地から文化財所有者等への助言 ○定期的な指定文化財の現物確認 ○文化財防災に関する啓発 ○防災対策事業に対する補助 ○指定文化財、未指定文化財台帳の整備 ○文化財保管施設の確保 ○防災活動を支援する人材の確保	○国・県指定等文化財の被害状況を確認し、県教育委員会へ報告 ○市町村指定文化財の被害状況の取りまとめ ○必要に応じて関係機関等と連携して文化財の応急的な保護措置を実施 ○文化財の応急的な保護措置等について関係機関等と連携して文化財所有者等へ助言及び技術的支援 ○必要に応じて県教育委員会への支援要請	○関係機関等と連携して文化財所有者等に対する文化財の救出、修理及び復旧に係る技術的支援及び人的支援 ○被災地における文化財保護の周知 ○一時保管施設の確保 ○被災文化財の運搬、応急措置
文化財所有者等	○適切な指定文化財の保護 ○日常的な防災対策	○所有する文化財の被害の確認及び市町村文化財保護担当部局への報告 ○必要に応じて文化財の応急的な保護措置の実施	○被災文化財の救出、修理及び復旧を計画、文化財として適切な手法を市町村文化財保護担当部局の助言を受け実施

災害発生時の役割分担

４　熊本県の災害事例

（１）風水害

熊本県は東側に九州山地を背負うなどの地理的条件から、東シナ海から暖かく湿った空気が流入しやすく、流入した水蒸気は九州山地等の西側斜面で上昇気流を発生させ大雨をもたらす。近年は地球温暖化により年間降水量も増加する傾向にあり洪水を起こす規模の雨が短時間に降るなどし、「平成 24 年７月九州北部豪雨」、平成 28 年熊本地震直後の「平成 28 年九州北部豪雨」及び「平成 29 年７月九州北部豪雨」など大規模な豪雨災害が繰り返し発生している。また、近年、九州に接近し、熊本に最も被害が生じる九州の西側を北上する台風も多い。

年月	災害名	災害の種類	災害の形態
平成 5 年（1993）9 月	台風 13 号	風水害・土砂災害	土石流・斜面崩壊
平成 9 年（1997）7 月	梅雨前線	水害・土砂災害	崩壊・土石流
平成 11 年（1999）9 月	台風 18 号	高潮・風水害・土砂災害	高潮・崩壊
平成 17 年（2005）7 月	梅雨前線	水害・土砂災害	崖崩れ
平成 17 年（2005）9 月	台風 14 号	風水害・土砂災害	斜面崩壊・山腹崩壊・土石流
平成 23 年（2011）6 月	梅雨前線	水害・土砂災害	崖崩れ・浸水
平成 24 年（2012）7 月	梅雨前線	水害・土砂災害	土砂崩れ・崖崩れ・河川決壊
平成 28 年（2016）6 月	梅雨前線	水害・土砂災害	土砂崩れ
平成 29 年（2017）7 月	梅雨前線	大雨・風水害	住家・人的被害
令和元年（2019）8 月	集中豪雨	大雨・水害	土砂崩れ

資料：九州災害履歴情報データベース（一般社台法人九州地域づくり協会）抜粋・加工

熊本県内に影響を及ぼした近年の風水害

（２）地震

熊本県ではこれまで大きな地震はないと言われてきたが、平成 28 年熊本地震の発生を受け再度、文献に残る古代以降の地震記録を見直したところ、家屋に甚大な被害が生じる地震が数多く発生していたことを改めて確認した。

また、熊本地震後、国立研究開発法人産業技術総合研究所が文部科学省から委託を受け「平成 28 年熊本地震を踏まえた総合的な活断層調査」（研究代表者：九州大学 清水 洋）の一環として、日奈久断層帯において古地震調査が行われ、繰り返し地震を引き起こしてきた結果がトレンチ調査等で確認されている。

発生時期	規模	発生地域
744（天平 16）	7.0	肥後
1619（元和 5）	6.0	肥後
1625（寛永 2）	5.0-6.0	肥後・八代
1705（宝永 2）		阿蘇
1706（宝永 3）		熊本
1723（享保 8）		肥後・豊後・筑後
1844（弘化 1）		
1848（嘉衛 1）		熊本
1858（安政 5）		熊本
1889（明治 22）	6.3	熊本
2016（平成 28）	7.0	熊本

熊本地方の主な地震

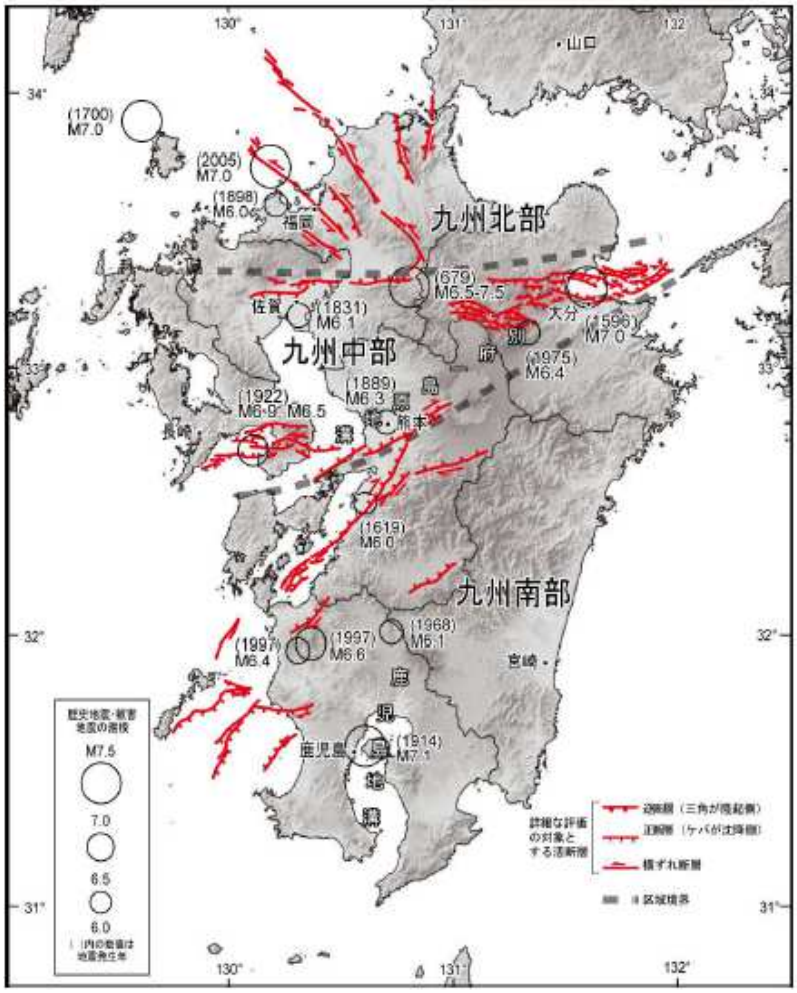

九州地方の活断層と歴史地震・被害地震の震央（平成 25 年 九州地域の活断層の長期評価（第一版）概要）

【参考】

○九州災害履歴情報データベース（一般社台法人九州地域づくり協会）http://saigairireki.qscpua2.com/

○九州地方の活断層と歴史地震・被害地震の震央（平成 25 年　九州地域の活断層の長期評価（第一版）概要）

https://www.jishin.go.jp/main/chousa/13feb_chi_kyushu/k_honbun.pdf

○国立研究開発機構産業技術総合研究所「活断層データベース」　https://gbank.gsj.jp/activefault/

第２　防災対策と災害時の対応

１　防災対策

（１）防災意識の向上

災害による文化財への被害を防ぐためには、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識向上を図ることが重要である。市町村文化財保護担当部局は管内に所在する文化財の台帳整備を通して文化財所有者等や管理する地域を把握し文化財防災に係る啓発を図る必要がある。

県教育委員会は各種研修会の開催等を通じて、市町村文化財保護担当部局及び文化財所有者等に対して文化財防災についての意識を向上させる機会を提供し、専門的な助言を行う。

市町村文化財保護担当部局は国（文化庁）や県教育委員会が主催する各種研修会等に参加するとともに、毎年１月２６日の「文化財防火デー」に合わせて消火訓練を実施するなど日頃から文化財所有者等と市町村文化財保護担当部局がコミュニケーションを図るとともに、地域住民を巻き込んだ文化財に対する防火意識の向上を図る。

文化財所有者等は国（文化庁）が主催する重要文化財建造物管理実務検討会等に出席し、文化財の管理・防災に関する知識を向上させるよう努めることが望ましい。

（２）リスクの把握

文化財所有者等は、各種災害が文化財に与える影響をこれまでの災害に学び理解をしておく必要がある。所有する文化財の規模、形状、特徴の資料台帳を整理するとともに、被災のリスクについて日頃から十分に検討し、防災対策に反映できるようにすることが重要である。

また、県教育委員会及び市町村文化財保護担当部局は、県内あるいは市町村管内に所在する文化財のリストを常に共有し、リスクを把握し文化財所有者等に対し専門的見地から助言を行う。

（３）防災対策の実施

文化財所有者等は想定されるリスクを地元文化財保護担当部局と共有し防災計画を立て、必要な対策を講じることが望まれる。防災対策には文化財所有者等（防災責任者）を中心に、体制の整備や災害発生時における連絡体制の整備、避難計画の策定等のソフト面の対策と防災設備の整備等のハード面からの対策が求められる。

防災計画策定にあたっては対象となる文化財の特徴や想定されるリスク、文化財が所在する環境等によって条件が異なるため文化財防災に関する有識者等の助言を受ける必要がある。

２　被災時の対応

（１）安全確保

災害が発生した際は人命第一で行動する。文化財所有者等は速やかに避難するなど自らの安全を確保し、文化財を公開している施設等の場合は見学者等に避難を呼びかけ、安全避難場所へ誘導し安全確保を図る。

また、文化財所有者等は風水害等あらかじめ災害が予想される場合には、当該市町村文化財保

護担当部局を通じて国（文化庁）や県教育委員会の助言を受け、公開を一時中断するなどの措置を図り、被害を最小限にするための措置を図る必要がある。

（２）被害状況の確認

発災直後、当該市町村文化財保護担当部局職員は被災者対応に追われ文化財の被害状況確認作業はできないことが想定される。その場合は県と市町村が共有する文化財台帳をもとに、国・県指定文化財について、県等が被害状況の把握をすることもありうる。しかし、県等で実施した場合には見落としがある可能性もあるので、管内の文化財を熟知した当該地市町村の担当者が事後に改めて確認することが望ましい。また、文化財所有者等が個人の場合は、文化財の被害状況の確認まで手が回らないこともあるため、市町村文化財保護担当職員、文化財所有者等と協力して早急に被害の確認を行う必要がある。被害報告はあらかじめ国（文化庁）・県教育委員会が示している「被害状況確認シート」に則り調査・報告をする。

県は市町村文化財保護担当部局から報告される情報を収集し取りまとめ、国・県指定文化財の被害状況に関する情報を把握するとともに、国指定等文化財に関しては国（文化庁）へ速やかに報告する。

（３）被災後の対応及び連絡体制

市町村文化財保護担当部局及び県教育委員会は、指定文化財の被害状況の確認後、き損した文化財の部材等が破棄されたりしないよう、すみやかに現地において保存の措置をとる。被災でき損が確認された文化財は、速やかに現状保全を図り事態が落ち着いたのち修復に移行する。修復にあたっては、激甚災害指定による補助金嵩上げ措置などもあることから、市町村文化財保護担当部局は災害復旧に伴う補助金等の条件をしっかりと押さえたうえで、県と連絡を密にとり、計画を立案する必要がある。

県は国（文化庁）や独立行政法人国立文化財機構等の助言を得ながら市町村文化財保護担当部局に助言するとともに、県としても修復等に関する費用の補助を行う。

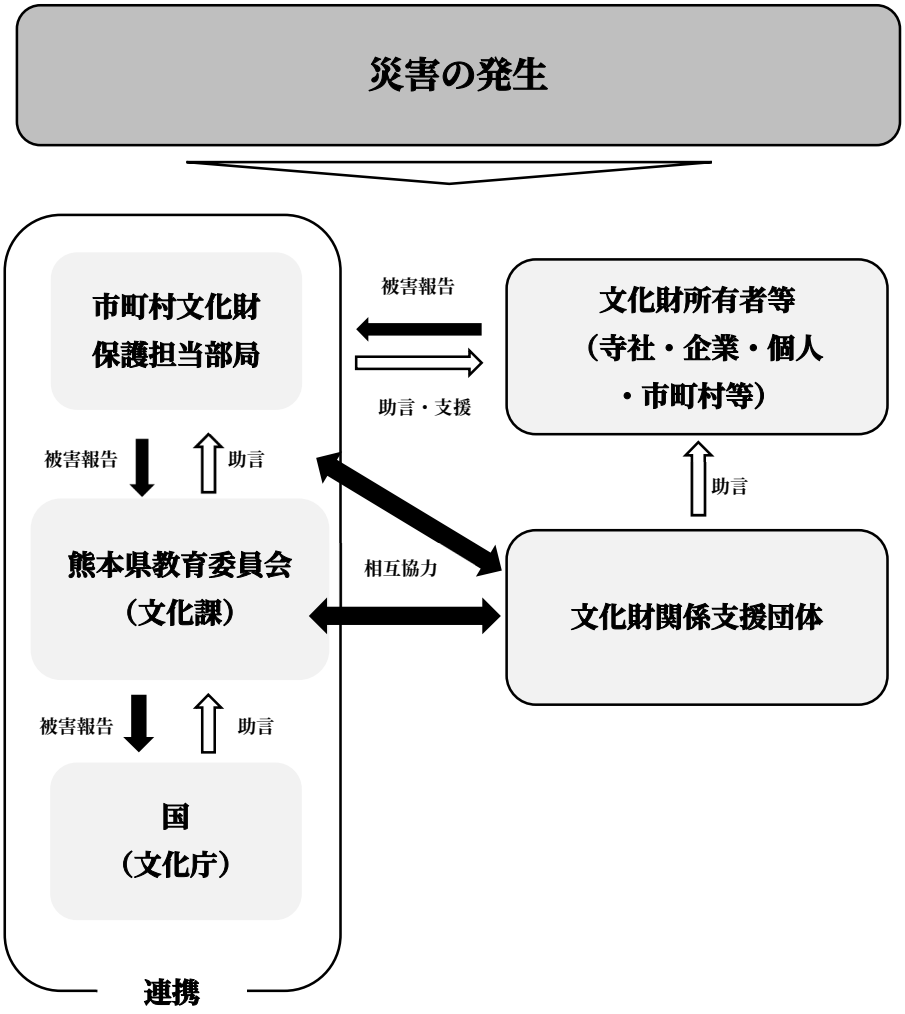
災害の発生
市町村文化財
保護担当部局
被害報告
助言
熊本県教育委員会
（文化課）
被害報告
助言
国
（文化庁）
連携
被害報告
助言・支援
文化財所有者等
（寺社・企業・個人
・市町村等）
助言
相互協力
文化財関係支援団体

災害時の連絡体制

第３　各災害への対応

市町村文化財保護部局、文化財所有者等及び管理団体等は、各種災害が文化財に与える影響についてあらかじめ理解しておかなければならない。所有・所管する文化財の規模・形状・特徴などの資料を整理するとともに、想定される被災のリスクを日ごろから十分に検討し、防災対策に反映していくことが重要である。本章では火災・地震・風水害・盗難のそれぞれについて、リスクの把握、事前対策、被害が出た時の対応について述べる。

１　火災

（１）リスクの把握

火災によって被災しやすい文化財は、有形文化財（建造物）が代表例だが、神社仏閣等に収蔵される美術工芸品は建物が被災すると被害が及ぶ恐れもある。史跡や天然記念物であっても、樹木や主たる構成要素となっている建造物等が被災し、景観や文化財的価値が損なわれることもある。

火災が発生する要因には様々なものがあるが、事前に火災発生のリスクを把握しておくことが肝要である。文化財付近における火気の使用や、可燃性の高い物品の存在などについて確認しておく。全く火気のないと思われる場所でも、落雷・漏電によって火災が発生する可能性があり、また、人気のない場所では放火についても意識しておく必要がある。

（２）事前対策

建造物等の有形文化財の火災対策については、国宝・重要文化財の防火対策ガイドライン（令和元年 12 月 25 日改定）（以下、「防火対策ガイドライン」という。）に基づく点検結果と建築基準法や消防法などの関係法令を踏まえて、各文化財の特性に応じて個別の防火対策を検討・実施する必要がある。

防火対策ガイドラインには、文化財所有者等が建造物の燃焼特性（脆弱性）を理解するための防火管理体制や、日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方が示されている。

また、文化財等における防火訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」が作成されているので、防火対策ガイドラインに基づく防火設備の整備等とあわせて、当該設備を用いた防火訓練を実施する必要がある。

（３）被災時の対応

火災を発見した場合や自動火災報知機が反応するなどした場合は、早急に消防署へ火災発生の通報を行う。また、同時に住民や見学者等の避難を速やかに行う。

小規模な火災の場合は、設置されている消火器や消火栓などを用いて鎮火を図るか、もしくは延焼を食い止めるようにする。その際、人命を第一とし消火活動を行う者の安全には十分に配慮し、危険がある場合は避難する。

○早期発見
・自動火災報知設備や電話等により迅速に消防署や関係機関に通報を行う。
○初期消火
・初期消火、火災拡大を防ぐための消火栓等による初期消火を行う。
○延焼防止
・ドレンチャー、放水銃等により近隣火災からの延焼を防止する。
○報　告
　文化財所有者等や市町村文化財保護担当部局が災害による国宝、国指定、国登録（以下、「国指定等文化財」と言う。）の被害を確認したときは、速やかに県教育委員会へ状況を報告し、県教育委員会は管下の国指定等文化財の被害状況を所定の様式（文化財被害状況報告様式）にてとりまとめ、文化庁へ報告を行う。
　なお、県指定等文化財の被害については文化庁への報告は不要である。

文化財の所有者等 ⇒ 市町村 ⇒ 県 ⇒ 国（文化庁）

【参考】

1　総合的な防火対策の検討

　「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン（令和元年 12 月 23 日）」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（令和元年９月２日）」に基づく「点検表」を用いて、関係部局と連携し、求められる防火対策を検討する。

対　象　①国宝、国指定、国登録、県市町村指定建造物
　　②国宝、国指定、県市町村指定（美術工芸品）を保管する美術館、博物館、神社仏閣

○文化財所有者等
・火災に対する危険性の把握
・市町村が実施する現地調査等への協力
・現地調査結果や点検表の結果を踏まえ対策を検討

○市町村文化財保護担当部局
・文化財所有者等と共に行った点検結果をもとに課題整理。必要に応じて消防本部等と連携し、現地調査を実施
・必要な防火対策を取りまとめ、文化財所有者等へ周知
・防火設備の設置、更新等が必要と判断した場合は、（文化財所有者等の協力を得て）防災事業計画を作成し、早期事業化へ

2　火災に対するリスクの把握（点検表について）

（１）文化財所有者等は火災に対するリスク（弱点）を再確認し、そのリスクを把握することで、既存の設備で十分であるか確認することが可能となる。
⇒既存の設備の見直し（有効であるか　誰が使うか　どのように使うか等）
⇒課題がある場合は、「具体的な対応策」へ

（２）文化財所有者等の理解・協力のもと、市町村文化財保護担当部局は「基本的な考え方・点検事項」を確認し、現地調査が必要な場合は、関係者協力のもと現地調査を実施する。

⇒文化財所有者等は、ハード整備、ソフト対応も含め防火対策の見直しの契機。

⇒文化財所有者等へ防火対策（防火設備）の必要性が理解され、必要に応じて設備の改修・更新を促す

⇒関係者は建築物の抱える課題を共有する

（３）ソフト・ハード両面を含めた「具体の対応策」を選択

⇒ハード対策のみならず、ソフト対策を講じる

⇒ハード整備が必要と判断された場合は、「防災事業計画」の策定へ

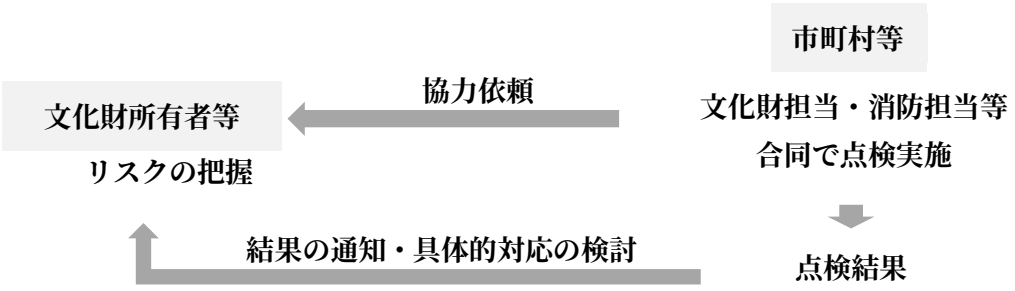

点検表の流れ

３　総合的な防火対策の実施

（１）防災事業の実施

・点検表の結果をもとに文化財所有者等の同意のもと「防災事業計画」を策定する

・「防災事業計画」の策定にあたり、専門家（文化財保護審議会委員、市町村の消防部局）からの意見を仰ぐ

・文化財所有者等の同意のもと「防災事業計画」を地元自治体と共有

（２）適切な管理（訓練の実施、点検、防火設備の維持・管理等）

４　文化財所有者等や地方公共団体に期待する役割

（１）文化財所有者等

防火対策ガイドライン及び防火訓練マニュアルの活用、日常的な火気管理、出火防止策の徹底、防火設備の整備、各種防火訓練、適切な保守点検や維持管理　等

（２）地方公共団体

文化財所有者等は市町村文化財保護部局及び県教育委員会と連携の下、地域における総合的かつ計画的な防火対策を策定するなど、各地域の実情を踏まえた積極的な関与（文化財等に関する専門的知見の活用、随伴補助の実施や効果的・効率的な整備手法の導入についての助言等）。

5　建造物等火災原因別焼損・焼失数

令和元年（２０１９）１０月１日現在

原因	焼損		焼失		合計	
	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
火の不始末	８	８	３	４	１１	１２
落雷	２	２	０	０	２	２
飛火	１３	１６	１	１	１４	１７
類焼	１	１	３	５	４	６
花火	９	９	１	１	※９	１０
放火	２１	２１	３	４	２４	２５
不明	１９	１９	３	３	２２	２２
合計	７３	７６	１４	１８	※８６	９４

※１件の火災で１棟が焼失、１棟が損傷したことによる

過去の建造物等火災原因別焼損・焼失数

２　地震

（１）リスクの把握

地震は、地盤の揺れによる被害だけではなく、揺れに起因する地すべりや地面陥没、津波、火災など様々な災害が複合的に生じ、文化財に限らず各方面で甚大な被害を引き起こす。文化財に関しては、平成 28 年熊本地震による文化財の被害状況からも分かるように、程度の差はあれあらゆる種別の文化財に被害がある。特に、建造物や城郭、古墳などは、倒壊・崩落・落下など被害が甚大になる傾向があり、復旧に長い年月を要する事例も多い。

本県では、平成 28 年熊本地震により布田川断層帯（南阿蘇村～宇土半島、約 64 ㎞）のひずみが解消された一方で、日奈久断層帯（益城町～八代海南部、約 81 ㎞）のひずみはいまだ溜まった状態にあると言われており、いつ大規模地震が起きてもおかしくない状況となっている。地震予測は困難な面もあるが、日頃より気象庁から発表される大規模地震発生予測などで情報収集するとともに地域にある断層の把握を行い、地震に備え各文化財に適した事前措置を取っておくことが望まれる。

あわせて、一般公開されている文化財は、発災後、見学者等の避難誘導や避難所としての対応が必要になることもあるため、そのような文化財については、緊急時の対処についても十分に確認しておく必要がある。

	指定等件数	被災件数	被災率
合計	**687**	**159**	**23.1%**
建造物	230	88	38.3%
美術工芸品	212	13	6.1%
史跡	119	44	37.0%
名勝	11	6	54.5%
天然記念物	59	3	5.1%
重要文化的景観	3	2	66.7%
民俗文化財	48	3	6.3%
無形文化財	5	0	0.0%

平成 28 年熊本地震における国指定・県指定・国登録文化財被災率

（２）事前対策

ア　文化財への対策

文化財の地震対策として最も重要なのは揺れへの備えである。建造物等の不動産文化財は耐震・制振対策が、美術工芸品や有形民俗文化財等の動産文化財は落下等防止対策が有効と考えられる。

例えば、建造物については、文化庁の指針に基づき各種耐震診断※1を実施したうえで、必要に応じて耐震・制振対策を講じることになる。また、美術工芸品等については、免震台への設置やテグス等による固定、収蔵棚の耐震対策等が考えられる。いずれにしても、文化財の耐震・制振対策を行う際はその価値を損なわないよう最大限に配慮する必要がある。

以上のように文化財の事前対策を行うことは重要であるが、それだけでは十分ではない。熊本地震では、文化財のき損の程度について正確に把握することが困難な事例が多く発生した。これは、被災する前の文化財の記録が不十分であったことが原因である。このことを教訓に、県では建造物や古墳などをはじめとする文化財の三次元データ化の取組みを始めている。文化財の三次元データがあることによってき損の度合いを正確に把握することができるようになり、かつ、そ

の情報を復旧に役立てることが可能となる。今後、県教育委員会と市町村文化財保護担当部局が連携して文化財の三次元データ化を推し進め、災害に備えることが望ましい。

そのほか、土砂崩れ等の危険性を示したハザードマップに文化財の位置を落とし込んだ文化財防災ハザードマップを作成し、それぞれの文化財の被災リスクを把握することも事前の備えとして有効と考えられる。

また、埋蔵文化財に関しては、発災直後からライフラインの復旧や仮設住宅の建設等緊急の土木工事に伴う突発的な対応が求められる。そのため、緊急時の法的な取扱いについて確認しておくとともに、埋蔵文化財包蔵地の範囲等について関係部局とあらかじめ共通認識を持ち、双方の事業が円滑に進むよう調整を図っておくことが望ましい。

※１　重要文化財（建造物）耐震診断指針（H24.6.21 改正）、重要文化財（建造物）耐震予備診断実施要領（H24.6.12 改正）、重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領（H24.6.12 改正）、文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針（H8.1.17）、重要文化財（建造物部）耐震診断・耐震補強の手引

イ　体制の構築

文化財への対策を講じるとともに、発災時の連絡体制等についても事前に確認しておくことが重要である。例えば、文化財所有者等・管理者及びその連絡先、動産文化財については保管場所や避難場所、役割分担等必要な項目をリスト化し、文化財所有者等と情報共有しておくことなどが考えられる。

	種別①	種別②	文化財名称	所在地	所有者			管理者（管理団体）			緊急避難場所			発災直後の対応役割				特記事項
						住所	電話		住所	電話		住所	電話	第1次確認	避難	応急処置	復旧	
例	国指定	重要文化財（彫刻）	●●像	●●市										所有者	所有者 ●●市	所有者	所有者	

文化財情報共有シート（例）

そのほか、発災直後、被災自治体の文化財保護担当職員は自身が被災者であると同時に避難所運営等文化財関連以外の業務に従事し、文化財の被害状況調査まで時間を要する場合がある。そのような状況下においてもできるだけ早く文化財への対応ができるよう、県教育委員会、市町村文化財保護担当部局、大学、民間団体及び文化財所有者等で連携体制を構築することが望ましい。

ウ　その他対策

美術工芸品等が展示される博物館や仏像が安置されている仏閣など文化財が一般公開されているような場所では、発災時の避難ルートや避難誘導方法など避難計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施することが望ましい。

また、熊本城跡（熊本市）や人吉城跡（人吉市）など避難場所に指定されている文化財は、発災後、避難所として機能することになるため、各自治体で定める避難所運営マニュアル等を確認するとともに、避難者の安全を確保するためにも、避難所として開放する区域や立入を制限する区域などを事前に定めておくことが望ましいと考えられる。

（３）被災時の対応

地震発生時は、何よりも人命を最優先に行動することが必要である。まず、見学者や拝観者等がいる場合は、安全を確保しながら避難誘導を行う。揺れが収まり周囲の安全が確保されてから、文化財の被害状況調査を行うことになる。

ただ、前述したように大規模地震の場合、ライフラインの断絶や文化財保護担当職員が避難所対応などに従事するため、発災後すぐに被害状況調査に取り掛かれるとは限らない。しかも、調査を開始するまでの間に、文化財所有者等による被災後の片付け等により、古文書をはじめとした文化財が廃棄されたり、消滅したりする危険性がある。文化財を保護するためにも発災時の対応について日頃から文化財所有者等に情報提供、注意喚起を行うことが必要になる。

さらに、発災直後から被災した文化財の復旧に向けた事業計画の立案や予算要求などの対応が必要になるため、人命優先ではあるものの文化財の被害規模や被害額の把握も速やかに実施することが求められる。それらに対応するためには、「２（２）イ　体制の構築」で述べたように、県教育委員会や市町村文化財保護担当部局、大学、民間団体及び文化財所有者等が連携し役割分担をしながらできるだけ速やかに文化財の被害状況調査や文化財の避難、片付けなどを行い、その情報を共有するようにする。

なお、発災直後は被害が確認されなくても、塚坊主古墳（和水町）のように被災後しばらくたってから被害が確認される事例もあることから、被災後しばらくは定期的に状況を確認することが望ましい。

また、多くの文化財が被災した場合、予算面や人員面から一気に復旧に取り掛かることは困難であり、域内の文化財復旧について復旧優先順位を付けることも有効と考えられる。

３　風水害

（１）リスクの把握

風水害とは、台風、洪水、土砂災害、津波等の災害を指す。その被害は浸水・溢水、強風、土砂災害による損壊にとどまらず、落雷による停電・火災の被害も生じている。風水害の影響を受けやすい文化財として、建造物等の有形文化財、史跡・名勝・天然記念物及び重要文化的景観が挙げられる。

台風による強風や大雨等に備えて、平時から文化財の状況を点検し、影響を受けそうな箇所を把握しておくことが重要である。特に、建造物等の有形文化財の場合には、強風や大雨によって破損が予想される箇所の確認を行う。史跡・名勝・天然記念物についても、強風による倒木や落枝による被害があるため、あらかじめ樹木周辺の状況を確認し、被害を予測した対応手順を確認しておく。

また、洪水や土砂災害は、その発生自体が地形等に影響されるところが大きいため、文化財の周囲の地形から起こり得る事態について関係機関との調整を行うなどの対応も求められる。

（２）事前対策

風水害は、地震・噴火などの災害と比較して、気象情報によって事前の予測ができる。そのため、前項のようなリスクの把握を十分に行ったうえで、それを踏まえた対策を可能な限り行うことが重要である。特に台風や強風被害は事前対策を施すことで、被害を一定程度抑えることが可能となる。

市町村文化財保護担当部局と県教育委員会は、災害時に迅速に文化財の被害状況が確認できるように、日頃から、美術工芸品や有形民俗文化財などの動産文化財の所在場所を正確に把握しておく必要がある。加えて、文化財所有者等や地域の文化財保護指導委員と協力し、文化財の定期点検を実施するのも有効である。文化財やその周辺環境、保管環境に異常はないか確認し、不安な点があれば改善を図る。

文化財所有者等は、文化財の公開に際して、参観者等の安全に配慮した公開方法を検討するとともに、避難に関する計画（避難経路、避難場所、避難誘導等の手順）を策定し、必要事項を参観者にあらかじめ明示する必要がある。

災害時に、崩落等によって参観者に危険が及ぶ可能性のある箇所については、必要に応じて立ち入りや近寄りをあらかじめ制限しておく。また、風水害を想定した訓練の実施にも努める。訓練の際には、参観者等の避難誘導や防災設備の点検、操作手順の確認を行う。訓練には、可能な限り消防署をはじめ、市町村文化財保護担当部局等の関係機関や自主防災組織、地域住民の参加を促すように配慮する。

建造物、史跡・名勝・天然記念物及び重要文化的景観は、過去の災害経験や日常点検によって確認された箇所について、事前に修理・補強等の対策を講じておくことが必要である。建造物については、風雨による浸水を防止するため屋根や壁面を点検し、風雨が浸水する可能性のある箇所についてはシート等で覆うなど事前の措置を講じる。特に、屋根材については破損やずれ等がないか確認し、異常が見られる場合には対策を講じる。また、大雨等による電気設備の漏電や落雷等による火災に備え、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の総合的な防災設備の整備も

必要である。なお、これらの設備については日常点検や操作手順の確認を定期的に実施するように努める。

史跡等の文化財については、大雨等によって崩落する可能性が高い法面や、石垣・石積み等に異常な膨らみが見られる場合には、必要に応じて参観者等の立ち入りや近寄りの制限を行うとともに、シート等によって雨水の流入を防止し、史跡の保護を図る。

また、建造物の敷地や史跡指定地内等の雨水等を円滑に排水できるように、雨樋や排水溝は日頃から清掃を行い、十分な排水路を確保するなどの対策も必要である。浸水時に被害を軽減できるように、土のうや止水板をあらかじめ用意し、事前に作業手順を確認しておくことも有効である。

大雨・強風により倒木のおそれがある樹木については、支柱や添え木等で事前に補強するなどの対策を講じる。

美術工芸品や有形民俗文化財等は、収蔵庫等の保存施設や展示施設の防災設備を整備することで、災害時の文化財への被害を抑えることができる。漏水や浸水のみでなく漏電や落雷等による火災にも備え、保存施設・展示施設にも自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等を設置する。個人所有等の文化財で、保管環境に不安がある場合には、防災設備の整った博物館・美術館への寄託等の方法も含めて、所有者とあらかじめ協議・検討しておくことが望ましい。

屋内に保管されている文化財は、浸水に備え、平時から床に直接または床近くに保管せずに、水損のおそれのあるものは上階に移すなど、被害を軽減するための措置を講じる。現状で保管場所が地下にある場合は、万一の際には浸水が想定されるため早急な保管改善が必要である。また、漏水にも備え、日頃から雨天時に点検し、漏水のおそれがある場合には必要な対策を講じる。

緊急時に動産文化財を速やかに安全な場所に移動できるよう、避難させる方法や避難場所、避難に必要な人員等を定め、定期的に訓練等を行う。特に点数の多いものは、全体をまとめて移動できるように計画を練っておく必要がある。

（３）被災時の対応

災害時には、人命の安全確保を最優先に対策を講じる。文化財に被害が生じた場合には、市町村文化財保護担当部局は、熊本県教育委員会へ速やかに報告を行う。災害の発生直後で詳細が判明していない場合でも、被害規模やその他の状況等により報告が必要と判断した場合は、詳細判明まで待たずに、まずは第一報を行った後、順次追加報告を行う。

文化財所有者等は、参観者等の安全確保を講じた後、自身の安全を確保したうえで、被災状況の把握を行う。その後の被災状況の把握を行う際には市町村文化財保護担当部局及び熊本県教育委員会と連携を図る。市町村文化財保護担当部局は、県の報告様式に沿い、被災箇所の写真を撮影し、被災場所、被災内容（斜面崩落、欠損、土砂流入、水没等）、規模（幅、延長等）、被災の程度（滅失、重度、軽微等）などの具体的な情報を盛り込み、図面や写真とともに、県と被災状況の情報共有に努める。

建造物、史跡・名勝・天然記念物等に被害が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、き損箇所をシート等で覆うなどの応急対策を行う。破損した部材は、散逸しないよう保全措置を講じる。浸水が予想されるときには、必要に応じ土のうや止水板を設置する。史跡・名勝等の文化財

で土地の崩落や倒木等が発生した場合には、二次被害を防ぐために土のう積みによる保護や倒木の伐採など、被害拡大を防止するための一時的な応急対策を行う。その際には、文化財的価値が損なわれないよう十分に留意する。

美術工芸品や有形民俗文化財等は、気象情報等を踏まえて、被害が生じる前にあらかじめ安全な場所に移動させておく。万が一浸水した場合は、所有者自身の安全を第一としたうえで、別の場所に移動させるように努める。特に点数が多いものについては、失われることがないように留意する。災害の危険が去った後に、速やかに文化財の保護や救済措置を講じる。

被災した文化財の取り扱いについては、十分な注意を払う必要があるため、現状の保全を可能な限り図ったうえで、市町村文化財保護担当部局及び熊本県教育委員会や関係団体と協議を行い、専門家の指導を仰ぎながらその保存・修復について検討を行うことが望ましい。

４　盗難

（１）リスクの把握

盗難の被害に遭いやすいのは、有形文化財の中でも美術工芸品である。また、天然記念物の希少な動植物も被害に遭う可能性がある。

文化財が盗難に遭うのは、主に無住の寺社や山中の生息地など日頃から人の出入りの少ない場所である。監視カメラ等が設置されていないことも多く、盗難に対する抑止力が弱い。文化財の所在場所、監視カメラ等の防犯設備の状況、地域の目の届きやすさなどを総合的に考えて、それぞれの文化財に則した盗難のリスクを判断する必要がある。

なお、盗難だけでなく汚損（落書き）等の被害を受けやすいのも、人の出入りが少ない場所である。

（２）事前対策

盗難のリスクが高いと考えられる場合は、早急に防犯対策を講じることが必要である。効果的な位置に防犯カメラを設けることは、盗難に対しては有効な抑止策となる。外部からの侵入等に備えて、警備会社と契約して機械警備を導入することも有効である。

屋内に保管されている場合は、部屋の出入り口や保管庫・展示ケース等に施錠する。使用する鍵も、ピッキングに強い構造のものを採用することが望ましい。また、文化財が人の出入りの少ない場所にある場合は、所有者、管理者、地域の人々による定期的な見回りを行うことが盗難や落書きに対する抑止力となるほか、万が一被害に遭った場合にも、早期の発見・対応につながる。

山中や湿地等の天然記念物指定地などでは、防犯カメラの設置等の対策を講じることは難しいが、柵を設けたり、定期的に監視員により見回りを行ったりといった対策が考えられる。こうした防犯対策については、可能であれば地元警察とも相談しながら行うことが望ましい。

地域に根差し、生活の身近に存在する石像なども近年では盗難の対象となる場合がある。信仰の対象となっているためむやみに疑うことはできないが、参拝者がいれば挨拶をするなどといった習慣も抑止策の一環として期待できる。

万が一盗難被害に遭った場合に備えて、写真データ等の記録を自治体が共有しておくことも非常に重要である。

事前対策の一例として、文化財は博物館等に寄託し、堂内には複製を安置するという取組がある。和歌山県では、３Ｄプリンターを活用し「お身代わり仏像」を作成、防犯環境の整わない過疎地の寺社等に安置し、盗難被害防止につなげる活動を行っている。

（３）被災時の対応

盗難や汚損（落書き・油等散布）による被害が発覚したらすぐに警察に通報する。同時に市町村文化財保護担当部局及び県に報告する。

盗難の場合には、県外あるいは国外へ流出する恐れがあるため、被害の発覚後、関係機関との速やかな情報共有が必要である。情報共有及び提供には文化財の画像が非常に有効である。

【参考】

1　管理体制について留意すべき点

過去に起きた盗難・毀損事故の事例からうかがえる防犯上の問題点は、

① 文化財があるにもかかわらず、監視・巡視が十分に行われていなかったため、誰でも容易に近づける状態にあった。

② 施錠がなかったり、不備であったりしたため、盗難に対して全く無防備状態であった。

③ 事故の発見が遅れ、そのため警察の捜査も難航した。

④ このほか、照明施設・警報装置が設置されていない場合が極めて多い。

等々です。これらの問題点は、防犯に対する日常の心がけと、より積極的な事故防止措置がいかに必要であるかを示しています。

（「文化財保存・管理ハンドブック（三訂版）―美術工芸品編―」より）

2　防犯機器の設置にあたって留意すべき点

（１）対策をしようとする文化財の防犯上の弱点はどこか

・裏口、床下及びその他侵入が想定される場所

（２）設置する機器が防犯対策（体制）に合致しているか

・機器の役割の明確化、警報の受取体制、非常時の連絡体制等

（３）設置する機器が周りの環境に合致しているか

・小動物による誤作動の想定

（４）防犯機器の日常点検の実施

・設置したままにならないよう管理体制の整備

3　近年の県内の盗難被害について

熊本県内では平成 16 年、５市町村で県指定５躯を含む計 18 躯の仏像が集中的に盗難被害に遭っている。うち、13 躯は戻ってきていない。

4　近年の全国の盗難、き損等の事例

（１）仏像等（未指定も含む）の盗難被害

発生時期	場所	物件	概要等
2019.12.2	栃木県小山市獅子神社	四神四獣鏡（銅鏡）	12 月 3 日の祭礼に備え、2 日に確認した際に発覚。博物館に貸し出していたが同年 9 月に戻り、本殿の金庫に保管していたが、金庫ごと盗取。本殿は無施錠であり、防犯カメラ等もなかった。
2019.2.16	和歌山県白浜町	釈迦如来坐像	発覚後、警察への届出と同時に寺の総代が地元新聞へ情報提供。また、町教育委員会が県を通して全国の自治体に照会。結果、3 月 25 日に廃業レストランの駐車場に放置されていることが匿名の通報によって判明、確保された。

発生時期	場所	物件	概要等
2018.12	福島県会津坂下町恩乗寺及び円城寺	阿弥陀如来立像及び菩薩像（恩乗寺） 阿弥陀如来坐像、地蔵菩薩像（円城寺）	恩乗寺は出入り口の鍵が壊され、円城寺は本堂に続く裏口のガラス窓が割られていた。いずれも無住の寺。
2018.4	和歌山県岩出市	毘沙門天立像	2017～2018 年にかけて、和歌山県では仏像盗難事件が多発。うち、2018 年 4 月に盗難が発覚した 1 躯が、同年 6 月ネットオークションに出品されていたところを同県の学芸員が発見。6 月末に寺に戻った。
2018.3	和歌山県紀の川市西山観音堂	十一面観音立像	観音堂の扉の南京錠が壊されていた。警察への届出と同時に NHK に情報提供。放送直後に転売先が判明し、警察に回収された。
2017.12	滋賀県内各所	建造物の屋根に葺かれた銅板	神社や墓地で、祠等の屋根に葺かれた銅板が盗取される事件が多数発生。
2016.12	岐阜県美濃市鹿苑寺地蔵堂	円空作天部像	清掃の際に厨子の鍵が外れていることに気付いた地元住民らの確認によって発覚。日頃堂を管理していた住民らは本像を秘仏とし、祭りの際にも厨子を開けず、御開帳は 16 年に一度。前回確認したのは 2012 年 12 月であり、以降発覚まで、いつの時点で盗取されたか判然としない。

（２）重要文化財（建造物）の汚損及び故意のき損（落書き）被害

発生年	件数（発生場所）	被害状況
2018 年	10 件（山口、静岡、奈良、熊本、大阪、愛媛、和歌山、岡山）	部材盗難、落書き等
2017 年	17 件（広島、滋賀、山口、北海道、奈良、京都、沖縄、東京、愛媛、神奈川、長野、佐賀）	落書き、液体散布等
2016 年	10 件（京都、東京、茨城、滋賀、愛知、神奈川、奈良）	落書き、液体散布等
2015 年	32 件（熊本、奈良、京都、千葉、静岡、茨城、香川、山形、山梨、島根、三重、東京、埼玉、兵庫）	液体散布、落書き、投石、ドローン等

（「令和元年度文化財建造物保存修理関係者等連絡協議会資料」より一部抜粋）

第４　被災後の文化財の取扱い

１　文化財の保護・修復

文化財の被害調査にあたっては、文化財所有者等と早急に連絡を取り、文化財を救出することを第一義として、適切な保護措置を図る。被災した文化財を確認した際には、破損した文化財を安易に移動・廃棄をすることなく、被害の状況を確認後、専門家の助言・指導を受け、保管・移動の可否を判断する。復旧の着手には時間がかかることもあることから、文化財としての価値に配慮しながら適切な保管場所を確保する。

大規模災害が発生した場合は、復旧期から復興期にかけ長期間に渡る大小の公共事業や個人住宅等の建設が断続的に実施されることが予想される。市町村文化財担保護担当部局は公共事業の場合は事業部局と計画段階から調整を図ると共に、大規模な民間開発については庁内関係各課と連携し計画段階から情報を入手し、極力、現状保存ができるよう協議を行うことが必要である。併せて、県教育委員会とも情報を共有し、必要に応じて文化庁とも協議しながら、埋蔵文化財発掘調査に対応できる体制の整備を図っていくことが重要である。大規模災害時には、日頃からの文化財保護の取り組みや、関係各課等との連携の成果が事業の進捗に大きく直結することが、平成 28 年熊本地震でも証明されているため、通常業務の中から災害時を見越した連携や取組みが必要になる。

地震により建築物が被害を受けた場合は、市町村による「地震被災後の建築物の被害調査」が終了し、被害判定がなされた後に着手する。その際に、「危険」「要注意」と判断が示された建築物等については調査を一旦は中断するなど、身を護る判断も必要である。被害が確認された建築物等は、市町村文化財保護担当部局等と協議を行い、具体的な保存・修復について検討を行う。また、被災した建造物内に文化財がある場合には、文化財レスキュー事業や他関係団体と連携し、文化財を保護する必要がある。震災後、被害調査において文化財への被害を確認した場合は、専門家の助言・指導を受け移動・一時保管を行った後、修復の可否を判断する。

２　法令上の手続き

万が一、災害によって文化財の滅失（焼失や盗難などで消滅した場合、生物にあっては死亡した場合）、き損（一部が破損した場合）等が生じた場合、指定・登録文化財については、法令上の手続きが必要になる。

国の指定・登録文化財の場合、文化財保護法の規定に基づき、文化庁長官宛てに滅失届もしくはき損届の提出が必要となる。（文化財保護法第 33 条・80 条・118 条・120 条）

県の指定文化財の場合は、県教育委員会教育長宛てにも同様の届出が必要となる。

国・県に関わらず、激甚災害に当たるような大規模災害であって、速やかな届出が不可能な場合を除き、滅失・き損の事実を知った日から 10 日以内に届出を行うこととなっているため、注意が必要である。

また、国指定文化財のき損箇所の復旧を行う場合には、文化庁長官宛てに復旧届の提出が必要となる。（文化財保護法第 127 条）この場合、復旧を行う日の 30 日前までには届出を行うこととなっている。

なお、防災設備の整備など、ハード面の防災対策を行う場合には、国の指定・登録文化財の場合、文化庁長官宛てに現状変更許可申請が必要となることもある（文化財保護法第 43 条・64 条・125 条）。県の指定文化財の場合は、県教育委員会教育長宛てに現状変更許可申請が必要となる。

以上の法的手続きに関する申請・届出のうち、国指定・登録文化財については、文化財所有者等から市町村文化財保護担当部局を通じて県教育委員会へ提出し、県教育委員会から文化庁長官宛てに進達する。県指定文化財についても、基本的には同じ流れで県教育委員会へ提出する。

【参考文献】

○文化庁文化財部美術学芸課編『国宝・重要文化財（美術工芸品）所有者のための手続き』
○文化庁文化財部美術学芸課編『文化財防犯の手引き』
○公益財団法人全国国宝重要文化財所有者等連盟 2014『文化財保存・管理ハンドブック〔三訂版〕』
○独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 2015『これからの文化財防災－災害への備え』

３　補助金等

（１）文化財災害復旧

ア　補助事業の種類

豪雨や暴風、地震等により文化財が被災した場合、その復旧には国庫補助金や県費補助金を活用することができる。

国庫補助事業の場合は通常補助率に 20%加算（70%～85%）となる。県費補助事業の場合は、県指定文化財 50%以内、国指定文化財・登録有形文化財 10%以内（市町村事業の場合は 5%以内）の補助率となる。

また、平成 28 年熊本地震からの災害復旧事業では、所有者の負担軽減を図ることを目的に文化財基金を原資に民間所有文化財や未指定文化財を対象とした補助制度を創設した。本制度による対象は平成 28 年熊本地震で被災した文化財に限られるが、貴重な文化財を将来に継承していく手段の１つとして、今回のような補助の仕組みは県だけでなく市町村においても活用できると考えられる。

その他、文化財が社会教育施設や公園施設、農業施設等である場合、それぞれを所管する省庁

	補助事業名	事業者	対象
文部科学省			
	公立社会教育施設災害復旧事業	地方公共団体	公民館、図書館、博物館、文化施設等
国土交通省			
	公共土木施設災害復旧事業	地方公共団体	河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園等
	防災・安全交付金	地方公共団体	道路・港湾・治水・都市公園・市街地・住宅等
農林水産省			
	農地災害復旧事業	地方公共団体	農地
	農業用施設災害復旧事業	地方公共団体	水路・ため池・農道等農業用施設
	直轄災害復旧事業	地方公共団体	国が造成した農業用施設
	農業用地災害関連事業	地方公共団体	農業用地施設の復旧と併せて実施する改良工事
	災害関連農村生活環境施設復旧事業	地方公共団体	農地等の復旧と関連して実施する生活環境施設

災害復旧国庫補助金の一例（文化庁所管以外）

【参考ホームページ】
社会教育施設災害復旧（https://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312748.htm）
国土交通省災害復旧（https://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/bousai/saigai/hukkyuu/index.html）
国土交通省防災・安全交付金（https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html）
農林水産省災害復旧（https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/）

の補助金を活用できる可能性がある。被災した文化財の復旧には多額の費用を要することも多いことから、事業の実施にあたっては文化財保護担当部局をはじめ様々な省庁が所管する補助金や基金等にも視野を広げ、最も有効な補助事業を活用することが望ましい。

イ　文化財災害復旧事業の流れ

（ｉ）被災状況の報告

豪雨、暴風、噴火、地震等の災害が発生した場合、文化財の価値を保全するためには、できるだけ早期に被害状況を把握し、必要に応じ災害復旧工事等に着手する必要がある。そのため県教育委員会では、災害が発生した際に県内に所在する国指定文化財・県指定文化財・国登録文化財の被害状況を把握するため、市町村文化財担当部局に対し「国・県指定文化財及び国登録文化財被害状況確認シート」による報告を求めている。県教育委員会は、市町村文化財保護部局から報

国・県指定文化財の被害状況確認シート

※人命が最優先です。文化財の巡視時には、十分に安全確認を行ってください。
○「国・県指定文化財の被害状況確認シート」は被害を確認後、速やかに提出願います。
○被害が大きい場合は、状況が落ち着き次第報告をお願いします。
○提出時点で可能な範囲で状況等がわかる写真や図面を添付してください。
○提出に際し、鑑文等は不要です。
○提出後、詳細が判明した際には再度ご連絡ください。

市町村名：
記入者：
令和　年　月　日現在

発生日	確認日	き損の要因	文化財名称	指定の区分	種別	被害状況	被災度区分（※）	被害額（概算）	現在の対応状況	今後の復旧計画	国庫補助要望の有無	総事業費	補助額	補助事業実施時期
R1.6.20	R1.6.20	大雨	●●遺跡（いせき）	国	史跡	○○地区で高さ3m、幅5mの範囲で法面崩壊	調査中		現状維持		なし			

※被害額は、わかる範囲で記入してください。調査中の場合は調査中と記入してください。
※被災度区分について
建造物の被害は、「全壊」・「半壊」・「大破以下」のいずれかを選択してください。
その他の被害は、「工作物」・「土地」・「設備」のいずれかを選択してください。
調査中の場合は、「調査中」を選択してください。

[建造物被害の判断目安]
全　　壊：建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築復旧する必要があるもの
半　　壊：建物の柱、壁等が被災し、補強して復旧することが著しく困難で、新築復旧する必要があるもの
大破以下：新築復旧が必要なまでの被害には至らないが、復旧に補強又は補修を必要とするもの

国・県指定文化財及び国登録文化財被害状況確認シート

告された情報をもとに、国指定文化財・国登録文化財に係る被害を国（文化庁）へ報告するとともに、被害規模や緊急性等を把握し、災害復旧事業の対象か否かの判断や予算措置の必要性の検討など被災した文化財の復旧に向け各種調整を行う。

（ii）災害復旧事業の採択基準

国（文化庁）所管の国庫補助事業で災害復旧事業として採択される範囲は、公立学校施設の災害復旧事業採択基準を準用し、自然災害の規模が概ね以下のいずれかの基準を満たす場合とされている。基準を満たさない場合や基準を満たしていても経年劣化による破損等の割合が大きいと判断された場合は、通常の国庫補助事業として実施することになるため注意が必要である。

なお、県費補助事業も国（文化庁）の採択基準を準用している。

【災害復旧事業採択基準】

① 豪雨・・・ア）最大 24 時間雨量 80 ㎜以上

イ）連続雨量が特に大の場合（3 日間（72 時間）雨量 180 ㎜以上）

ウ）時間雨量が特に大の場合（１時間雨量 20 ㎜以上）

② 暴風・・・・・・・・・10 分間平均風速が最大 15m／ｓ以上

③ 洪水、高潮、津波・・・被害の程度が比較的軽微とは認められない場合

④ その他（地震、大火、融雪、竜巻、落雷、噴火、降灰等）

※参考：公立学校施設の災害復旧事業概要
（https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/011101/gaiyou.htm）

（iii）事前着工

補助事業は、補助金の交付決定日以降に着手することが大原則であるが、国（文化庁）所管の国庫補助による災害復旧事業では、以下の要件を満たす場合に限り交付決定前着工（以下「事前着工」という）が認められている。

事前着工を行う際に留意すべき事項としては、①事前着工が認められるのは災害復旧事業のうち応急的な対応が必要な部分に限定されること、②事前着工届の提出をもって当該工事費等を国庫補助の対象とすることを確約するものではないこと、③事前着工を行った部分を含む補助金の申請書を作成し指示された期日までに提出することなどが挙げられる。

なお、県費補助事業についても、交付決定前着工承認申請書の提出、承認通知の受領をもって事前着工を行うことが可能であるが、県費補助事業の場合、事前着工を行う事業であってもあらかじめ県予算が確保されている必要があるという点で国庫補助事業と異なる。

【事前着工要件】

① 事前着工を行う災害復旧事業が国庫補助対象となりえること

② 交付決定後の着手では当該文化財に深刻な被害が及ぶ恐れがある場合等で、現地の状況を踏まえ早急に着工する必要があること

③ 事前着工の内容等について文化庁と事前に確認が取れていること

※参考：「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における「５．災害復旧に関する対応」の取扱いについて」
（平成 23 年 11 月 10 日文化庁文化財部伝統文化課事務連絡）

（iv）留意事項

国庫もしくは県費補助を受けて文化財の災害復旧を行おうとする場合は、文化財保護法（昭和 25 年５月 30 日、法律第 214 号）または熊本県文化財保護条例（昭和 51 年３月 30 日、条例第 48 号）に基づきき損届を提出する必要がある。

また、発災後時間が経過してから文化財のき損が確認された場合やき損確認後しばらく時間をおいてから災害復旧事業に着手する場合は、それらき損が当該災害によるものか否かを証明しなければならない。災害復旧事業着手まで時間を要する場合は、経年劣化もしくは他の要因によるき損ではないことを証明するため、き損確認時点の写真や観測データ等資料を十分に備えておく必要がある。仮に、当該災害によるき損と判断されなかった場合は、通常の補助事業として対応することになり事業者の負担が大きくなる。

さらに、災害復旧事業の原則は「災害前の状態に戻すこと」であるため、復旧に合わせて新たな整備を行う場合、その部分は災害復旧事業の対象外となる。その場合は、災害復旧に係る部分と新たな整備に係る分を明確に区分し、新たな整備に係る分は通常の補助として実施する。

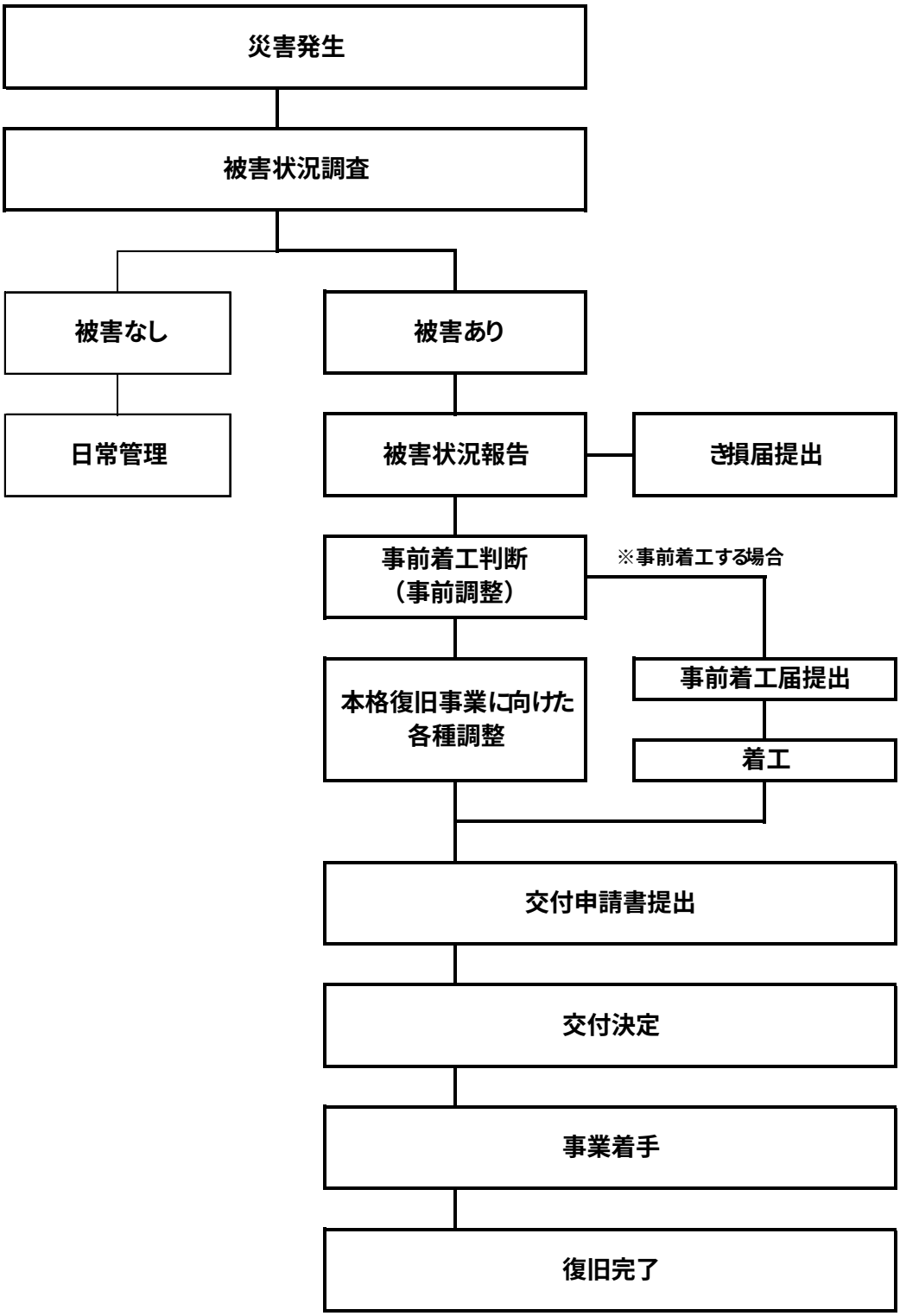

文化財災害復旧事業の流れ

（２）文化財防災・防犯・耐震対策

近年、日本各地で起こる未曾有の災害や文化財の盗難等から文化財を護るため、それら災害等にそなえた対策が重要になってきている。文化財の防災・防犯・耐震対策（以下「防災等対策」という）には予算が伴うため、一気に整備することは難しい。

文化財保護担当部局が所管する防災等対策に係る補助事業は下記一覧のとおりであるが、国（文化庁）及び県教育委員会では、ノートルダム大聖堂や首里城での大火災を受け防災等対策に重点的に取組むこととしている。また、防災等対策に有効な手段と考えられる文化財のデジタル化については、「地域文化デジタル化事業」として総務省が推進しており、地域の美術館・博物館・伝統工芸館・郷土資料館等に所蔵されている文化財等や地方公共団体が有する文化財、地域文化に関する資料等（美術品・埋蔵文化財・祭り・伝統舞踊など）をデジタルデータ化する経費については地方交付税措置が講じられている。今後、全国的な動きをとらえつつ、補助金等をうまく活用しながら防災等対策に計画的に取組むことが望ましい。

４　未指定文化財

（１）未指定文化財

県内には指定文化財のほかにも歴史的資料等として価値のある文化財が多く存在する。これら未指定の文化財は地域の歴史を知る上でとても重要である。しかし、地域の人々にとっては、普段の生活における信仰の対象や、旧家の家宝、生活の道具や生活の場であったりするもので、文化財という認識のもとに維持管理されてきたものは少ないと思われる。

特に、個人宅で保管管理されてきた美術工芸品・古文書等の動産文化財や、住居として使ってきた家屋や、倉庫等の歴史的建造物については、所有者の大半が身近にあるがゆえにその価値に気づいていないことも多い。それ故、災害発生時に市町村文化財保護部局に相談することなく廃棄物と一緒に処分されたり、建物が取り壊されたりする可能性が高い。その中には将来指定文化財となる可能性があるものも含まれていることから、災害時には所有者判断による処分や散逸等を防ぐと共に、日頃から県・市町村文化財保護担当部局は、管内の指定文化財のみならず、未指定の文化財の悉皆調査を行いリスト化し、併せて所有者への啓発も同時に行う必要がある。

ア　未指定の動産文化財

災害が発生した場合には、市町村作成の「未指定の文化財」リストをもとに被害状況を把握し、救出が必要な場合は、関係機関と調整のうえ文化財を安全な場所まで運搬し必要に応じ応急措置の実施、調書作成、一時保管の手順で文化財の保護を行う。

この作業は被災した地域の文化的・地域的価値に気づき、散逸を防ぐために救出・対応する必要があるため、作業にあたる職員は県教育委員会若しくは、県内で被災していない市町村文化財保護担当職員が支援できることが望ましい。

更に、大規模な災害が発生した際には被災文化財の救出には当初から組織的な活動が不可欠となるため平成２８年熊本地震で実施したように、国の助言を受け県内外の関係組織・団体が連携して活動をおこなうこともある。（文化財レスキュー事業）

また、救出した文化財は、所有者へ返却されるまで行政で保管する場合があるが、返却までの期間が長期にわたることがあり、温湿度管理など適切な保存管理が求められる。

熊本県被災文化財支援事業（文化財レスキュー事業）体制図

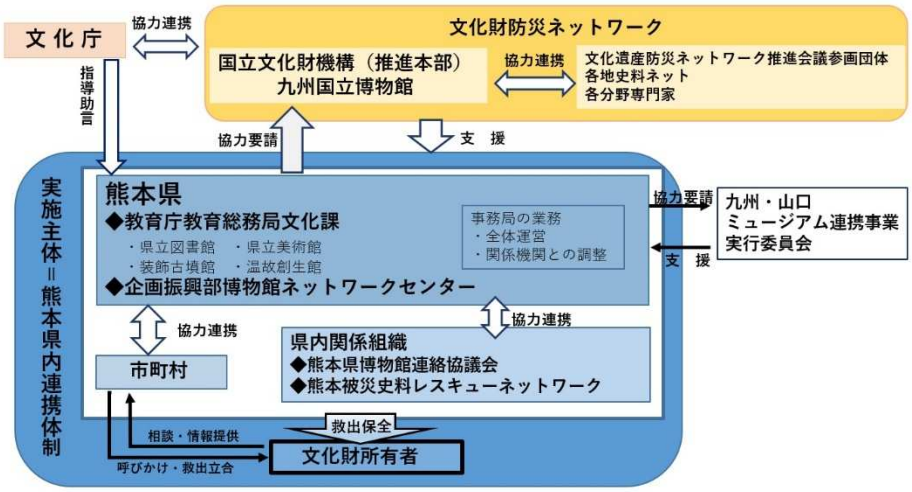

災害直後は被災した文化財の保管場所の確保が急務となるが、平常時から保管場所を想定しておくことが肝要である。

イ　歴史的建造物　※石造物を除く

ここでいう歴史的建造物とは、平成２８年熊本地震で行った『文化財ドクター事業（復旧支援のために文化財建造物の専門家を派遣する国の事業）』で国（文化庁）が歴史的価値のあると認めた建造物（市町村指定・国登録を除く）、これらと同等の価値があると市町村から推薦のあった建造物を言う。

災害等で歴史的建造物が被災した際は、速やかに市町村文化財保護担当部局と県教育委員会が連携し被害状況を確認する。ただし、建物崩落の危険性があるため、確実に安全が確認されるまでは現場に立ち入らない。

被害が確認された場合や、被災の状況判断が付かない場合は、安易に手を加えず被害状況を確認後、ヘリテージマネージャー（歴史・文化遺産の保全活用の手法を習得した建築士、以下「HM」という。）等、専門家の助言・指導を受けながら、被害把握を進めると共に修復の可否を判断する。

地震災害の場合、建物の倒壊や火災等の発生も想定され二次被害を防ぐとともに、被害の拡大を防ぐため被害箇所の応急措置を講じる。その際も、文化財的価値を最大限損なわないよう留意が必要である。本格的な修復については、当該市町村文化財保護担当部局と、HM等が協議の上、専門家の助言・指導を受けながら行うことが望ましい。

また、建造物内に所在する被災文化財を救出する場合は、文化財レスキュー事業と連携し迅速かつ適切な保護措置が必要となる。

歴史的建造物が被災した場合の復旧に向けた流れとしては、被災後、専門家派遣による被災調査と技術支援を経て、自主財源による復旧となる。

○発生後の対応

文化財所有者等は、参観者等の安全確保措置及び応急措置を講じた後、自身の安全を確保した上で、発生後の対応を取る。

１ 被害状況の把握

被害があった場合、被害箇所の写真を撮影するなど、可能な限り的確かつ詳細な被害状況の記録を作成する。

２ 被害を受けた建築物の保全

（１）建造物の損壊箇所は防水シートで覆う等の保全措置を講じる。

（２）歴史的建造物には、動産文化財等、盗難の恐れが生じるものが保管されている場合もあるので、施錠可能な安全な場所へ移動させる。

（３）被害を受けた建造物、動産文化財の保全に当たっては、県や市町村の指導・助言を受けて、専門家や関係団体等の意見・協力を求める。

（４）必要に応じて近隣住民、自主防災組織等にも協力を依頼する。

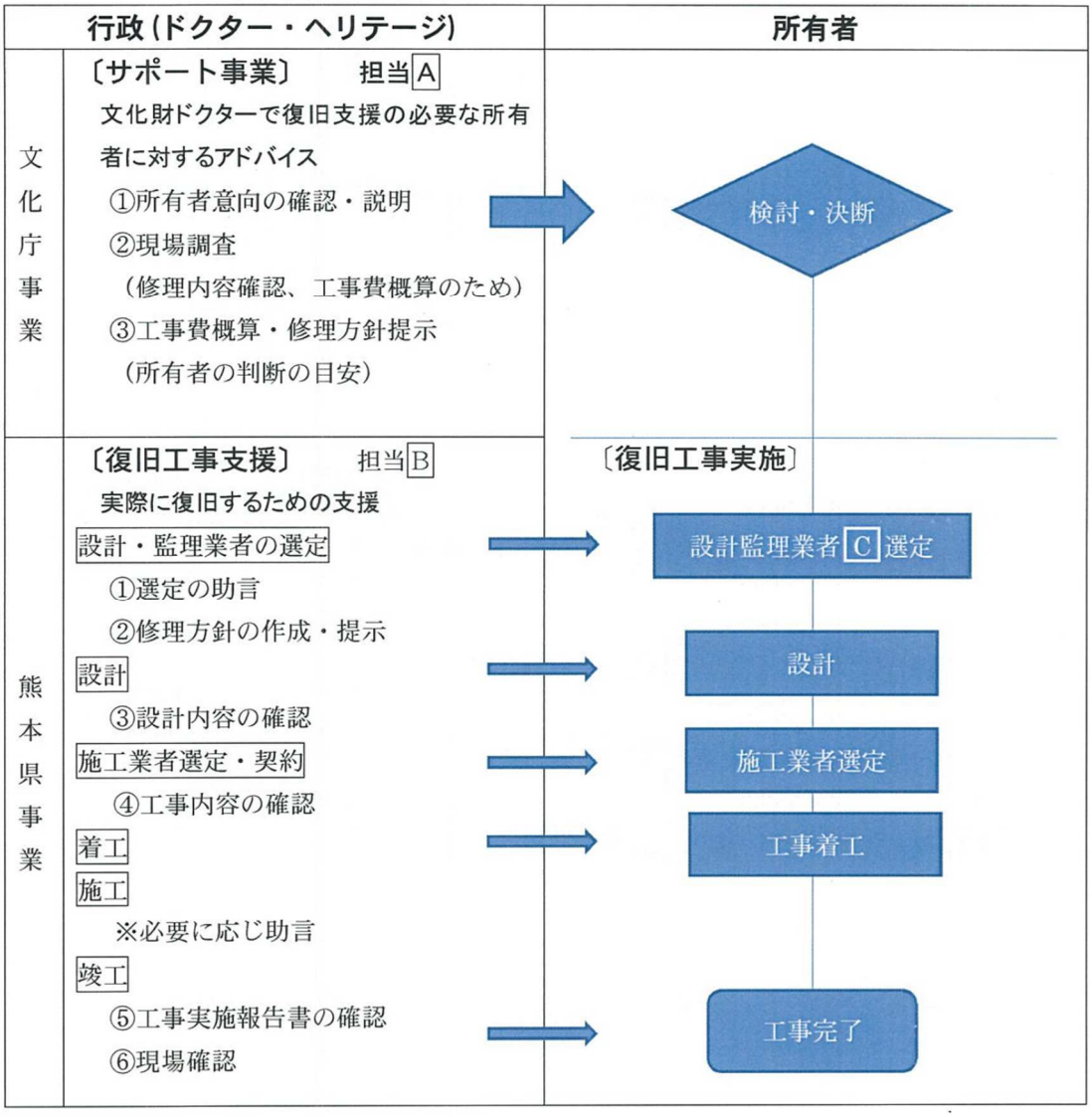

※担当A・BとCは違う人

H30 文化財ドクター派遣事業フロー建造物地震災害補助・流れ（H30.6.22）

第５　埋蔵文化財

１　リスクの把握

埋蔵文化財は災害に伴い直接被害が生じるものではないが、災害からの復旧・復興に伴う事業に際しては直接的な対応が求められる。熊本地震では、震災直後に国が実施する大規模インフラ工事に伴う対応があり、短期間での迅速な対応が求められた。また、被災した住民の方々の住まいの確保のため、災害仮設住宅や災害公営住宅の建設が進められ、その都度、埋蔵文化財の対応の必要性を説明し理解を得る必要があった。

埋蔵文化財の迅速な対応にあたっては精度の高い遺跡地図の整備（把握）や、開発部局を始めとする庁内での情報共有（周知）が災害時の文化財に対する理解などに影響を及ぼすことから、市町村文化財保護担当部局では日頃から災害を想定した取組みが必要である。

２　事前対策

（１）埋蔵文化財保護体制の整備

本県の市町村文化財担当保護担当部局において文化財保護担当職員（「以下、「専門職員」という。」）の配置率は 70%（32/45 市町村）である。専門職員が配置されていない市町村では、専門職員が配置されている市町村と比べ、日頃から文化財（埋蔵文化財を含む）に触れる機会が少ないことから、文化財保護への意識が低い傾向があり、災害時には初期対応で躓くところもある。

専門職員が配置されていない小規模町村では、日頃から災害を想定し、災害の際には近隣市町村の専門職員や県職員と連携した連絡・調整の体制がとれるよう対策を検討しなければならない。

（２）遺跡地図の整備

迅速な復旧復興事業の推進にあたり最初に文化財保護担当部局に求められるのは、開発（復興）予定地に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在するか否かである。そのため市町村文化財保護部局は日頃から高い精度の遺跡地図の整備が求められている。

そこで、市町村文化財保護担当部局では、平時から個人住宅建設時等、文化財保護法第 93 条第１項の届出や公共工事における法第 94 条第１項の通知が提出された際には、市町村文化財保護担当部局で情報を有しない土地にあっては積極的に予備調査を行い、その成果に基づき随時、県の遺跡地図原簿への追加・修正及び市町村の窓口に備えられている遺跡地図の更新を図ることが必要である。

予備調査の実施にあたっては国（文化庁）の補助事業に含まれる「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助」の積極的な活用を図られたい。

（３）発掘調査に係る調査基準の作成

本県では日頃から発掘調査に係る調査基準の作成を行ってきたが、近年増加してきていた個人住宅建設に伴う杭工法による建築物に係る基準は熊本地震までは行ってはなかった。

熊本地震以降、揺れや地盤沈下に強いという一部の建築業界の触れ込みもあり、地盤に不安のある地域で個人住宅建設に伴い積極的に取り入れられたことから、市町村から地震後増加する杭工事の際の調査基準の策定が強く求められ基準を作成した。

今回は、地震後の基準作成となったが、復旧復興業務を行いながらの基準作りは事実誤認や情報不足等となり不十分なものになりかねないことから、平時から迅速な復興業務を想定した発掘調査の調査諸基準をあらかじめ策定しておく必要がある。

また、各自治体においても、『九州地区埋蔵文化財発掘調査基準』（H30.7.28 改正）を参考に調査基準を作成するとともに、『九州地区発掘調査積算基準』（H27.8.20 改正）の積算基準を作成することが望ましい。

３　災害時の対応

（１）初期対応

埋蔵文化財の対応は、災害からの対応が一定程度落ち着き始め各種インフラ工事及び災害公営住宅等の建設が計画された後に発生するため、災害発生後、数ヶ月から１年程度の時間を経て始まる。

しかし、建設に向けた庁内調整は災害直後から災害調整を行う担当（主管）課が立ち上がることから、当初から協議に入り復興事業と埋蔵文化財保護の調整を行う必要がある。

（２）復旧事業等に係る文化財保護法の弾力的な運用について

災害直後の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧工事に伴う埋蔵文化財について、平成２８年熊本地震発生後文化庁の助言を受け、復旧に伴う一部事業については、文化財保護法令上、届出・通知が不要となると考えられるという解釈を示し、円滑な復旧事業推進のため一定の緩和措置を図った。

また、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、前掲の通知を発出した後、速やかに「取扱いの基本原則」、「適用範囲」等を明示し、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成 10 年 9 月 29 日付け庁保記第 75 号都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知）を踏まえ「（途中略）弾力的な運用を図るものとする」とし、留意事項、発掘調査等の体制を示した。

今後も県内で大規模災害が発生した際には復旧工事等に際し、県教育委員会の判断で同様の通知を発出することがあるので留意されたい。

（３）文化財専門職員支援派遣に関する協議

大規模な災害が発生した場合は庁内に復旧復興担当課（班）若しくは庁内調整会議が設置され、復旧復興に向けた計画が立案される。埋蔵文化財の事業量の把握にあたって当初から計画立案の場に参加し、事業量の早期把握に努め埋蔵文化財対応の必要員数を予測していく。そこで予測さ

れる事業量と対応が求められる期間、現在の体制とを勘案し必要に応じて文化財専門職員の派遣受け入れを検討する。

専門職員派遣は地方自治法第 252 条第 17 項に基づく総務省派遣で、実際の派遣調整は国（文化庁）若しくは県教育委員会で実施する場合があるため、派遣希望がある自治体は迅速に県と協議が必要である。

（参考）

○平成１０年９月２９日付け庁保記第７５号　都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」

○平成２８年４月２８日付け教文第１４８号　関係市町村教育長あて熊本県教育長通知「平成２８年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について（通知）」（熊本市教育長へは参考送付）

○平成２８年７月１１日付け教文第６５１号　各市町村教育長あて熊本県教育長通知「熊本県内における建築物等の小規模な地下構造物（杭等）を伴う取り扱い基準の策定について（通知）」

○平成２８年７月２８日付け教文第７８８号　関係市町村教育委員会教育長あて熊本県教育長通知「平成２８年熊本地震の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）」

○平成２８年９月１日付け教文第１０６３号　文化庁次長あて熊本県教育長、熊本市教育長連名依頼「平成２８年熊本地震からの復興事業等に係る埋蔵文化財保護に関する国・熊本県・熊本市との合同会議の設置について（依頼）」

（参考）

届出書等様式集

○文化財がき損したりなくなったときは

（文化財の滅失、き損、亡失、盗難）

文化財が災害や火事、いたずら、盗難等により壊れたり、なくなったりした場合、き損届、滅失届、亡失届、盗難届を発見から１０日以内に市町村教育委員会から県教育委員会を通して文化庁長官に提出して下さい。

＜関係法令等＞

法第３３条、第１１８条、第１２０条、国宝重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第６条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第６条

＜届出に必要な書類＞

1　滅失の場合は滅失届け＜重要文化財、記念物（所有者）、記念物（管理団体）＞
2　き損の場合文化財き損届け＜重要文化財、記念物（所有者等）、記念物（管理団体）＞
3　亡失の場合文化財亡失届け＜重要文化財、記念物（所有者）、記念物（管理団体）＞
4　盗難の場合文化財盗難届け＜重要文化財、記念物（所有者）、記念物（管理団体）＞
5　添付書類
- 重要文化財滅失の場合は指定書
- 滅失、き損の場合はその状態を示す写真（キャビネ版）、図面

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

届出者　住所

氏名

重 要 文 化 財 滅 失 届

重要文化財が下記のとおり滅失しましたので、文化財保護法第３３条の規定によりお届けします。

記

１　重要文化財の名称及び員数

２　指定年月日及び指定書の記号番号

３　重要文化財の指定書記載の所在の場所

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地

７　滅失の事実の生じた日時及び場所

８　滅失の事実が生じた当時における管理の状況

９　滅失の原因

１０　滅失の事実を知った日

１１滅失の事実を知ったあと取られた措置

１２その他参考となるべき事項

（注）指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「指定書に記載された所在の場所」の欄に併記すること。

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

所有者　　氏名
（管理責任者）住所

滅　失　届

が下記のとおり滅失しましたので、文化財保護法第１２０条の規定によりお届けします。

記

１　指定の種別及び名称
２　指定年月日
３　所在地
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
７　滅失の事実の生じた日時及び場所
８　滅失の事実が生じた当時における管理の状況
９　滅失の原因
１０　滅失の事実を知った日
１１　滅失の事実を知ったあと取られた措置
１２　その他参考となるべき事項

（注）指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「指定書に記載された所在の場所」の欄に併記すること。

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

管理団体　　住所
職名
氏名

滅　失　届

が下記のとおり滅失しましたので、文化財保護法第１１８条の規定によりお届けします。

記

１　指定の種別及び名称
２　指定年月日
３　所在地
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
７　滅失の事実の生じた日時及び場所
８　滅失の事実が生じた当時における管理の状況
９　滅失の原因
１０　滅失の事実を知った日
１１　滅失の事実を知ったあと取られた措置
１２　その他参考となるべき事項

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

届出者　住所

氏名

重　要　文　化　財　き　損　届

重要文化財が下記のとおりき損しましたので、文化財保護法第３３条の規定によりお届けします。

記

１　重要文化財の名称及び員数

２　指定年月日及び指定書の記号番号

３　重要文化財の指定書記載の所在の場所

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地

７　き損の事実の生じた日時及び場所

８　き損の事実が生じた当時における管理の状況

９　き損の原因並びにき損の箇所及び程度

１０　き損の事実を知った日

１１　き損の事実を知ったあと取られた措置

１２　その他参考となるべき事項

（注）指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「指定書に記載された所在の場所」の欄に併記すること。

国指定等

令和　　年　　月　　日

文化庁長官様

届出者　　住所
（管理責任者）氏名

き　損　届

が下記のとおりき損しましたので、文化財保護法第１２０条の規定によりお届けします。

記

１　指定の種別及び名称
２　指定年月日
３　所在地
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
７　き損の事実の生じた日時及び場所
８　き損の事実が生じた当時における管理の状況
９　き損の原因並びにき損の箇所及び程度
１０　き損の結果、その文化財が保存上受ける影響
１１　き損の事実を知った日
１２　き損の事実を知ったあと取られた措置
１３　その他参考となるべき事項

令和　　年　　月　　日

文化庁長官様

管理団体　　住所

職名

氏名

き　損　届

が下記のとおりき損しましたので、文化財保護法第１１８条の規定によりお届けします。

記

１　指定の種別及び名称

２　指定年月日

３　所在地

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地

７　き損の事実の生じた日時及び場所

８　き損の事実が生じた当時における管理の状況

９　き損の原因並びにき損の箇所及び程度

１０　き損の結果、その文化財が保存上受ける影響

１１　き損の事実を知った日

１２　き損の事実を知ったあと取られた措置

１３　その他参考となるべき事項

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

届出者　住所

氏名

重　要　文　化　財　亡　失　届

重要文化財が下記のとおり亡失しましたので、文化財保護法第３３条の規定によりお届けします。

記

１　重要文化財の名称及び員数

２　指定年月日及び指定書の記号番号

３　重要文化財の指定書記載の所在の場所

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地

７　亡失の事実の生じた日時及び場所

８　亡失の事実が生じた当時における管理の状況

９　亡失の原因

１０　亡失の事実を知った日

１１　亡失の事実を知ったあと取られた措置

１２　その他参考となるべき事項

（注）指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「指定書に記載された所在の場所」の欄に併記すること。

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

届出者　住所

氏名

亡　失　届

が下記のとおり亡失しましたので、文化財保護法第１２０条の規定によりお届けします。

記

１　指定の種別及び名称

２　指定年月日

３　所在地

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地

７　亡失の事実の生じた日時及び場所

８　亡失の事実が生じた当時における管理の状況

９　亡失の原因

１０　亡失の事実を知った日

１１　亡失の事実を知ったあと取られた措置

１２　その他参考となるべき事項

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

管理団体　住所
職名
氏名

亡　失　届

が下記のとおり亡失しましたので、文化財保護法第１１８条の規定によりお届けします。

記

１　指定の種別及び名称
２　指定年月日
３　所在地
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
７　亡失の事実の生じた日時及び場所
８　亡失の事実が生じた当時における管理の状況
９　亡失の原因
１０　亡失の事実を知った日
１１　亡失の事実を知ったあと取られた措置
１２　その他参考となるべき事項

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

届出者　住所

氏名

重　要　文　化　財　盗　難　届

重要文化財が下記のとおり盗難にあいましたので、文化財保護法第３３条の規定によりお届けします。

記

１　重要文化財の名称及び員数

２　指定年月日及び指定書の記号番号

３　重要文化財の指定書記載の所在の場所

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地

７　盗難の事実の生じた日時及び場所

８　盗難の事実が生じた当時における管理の状況

９　盗難の原因

１０　盗難の事実を知った日

１１　盗難の事実を知ったあと取られた措置

１２　その他参考となるべき事項

（注）指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「指定書に記載された所在の場所」の欄に併記すること。

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

届出者　住所

氏名

盗　難　届

が下記のとおり盗難にあいましたので、文化財保護法第１２０条の規定によりお届けします。

記

１　指定の種別及び名称

２　指定年月日

３　所在地

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地

７　盗難の事実の生じた日時及び場所

８　盗難の事実が生じた当時における管理の状況

９　盗難の原因

１０　盗難の事実を知った日

１１　盗難の事実を知ったあと取られた措置

１２　その他参考となるべき事項

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

管理団体　住所
職名
氏名

盗　難　届

が下記のとおり盗難にあいましたので、文化財保護法第１１８条の規定によりお届けします。

記

１　指定の種別及び名称
２　指定年月日
３　所在地
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
７　盗難の事実の生じた日時及び場所
８　盗難の事実が生じた当時における管理の状況
９　盗難の原因
１０　盗難の事実を知った日
１１　盗難の事実を知ったあと取られた措置
１２　その他参考となるべき事項

○文化財所有者等が文化財の修理や復旧を行うときには

（文化財の修理、復旧）

重要文化財の修理や史跡名勝天然記念物の復旧を行う場合は事前に市町村教育委員会から県教育委員会を通じて３０日以上前に届け出なければなりません。文化庁の文化財保護の補助金を受けて修理を行う場合や、現状変更の許可を受けている場合、届出は必要ありません。

また、修理や復旧が終わればすみやかに完了報告書を提出してください。

＜関係法令等＞

法第３４条の３、第４３条の２、１１３条、１１９条、１２７条、国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の復旧届出に関する規則

＜届出に必要な書類＞

＊修理、復旧を行う場合

１　修理届

２　復旧届

３　添付書類

・修理、復旧の設計書（仕様書、積算書）

・設計図面

・修理、復旧しようとする箇所の写真又は見取り図

・管理団体の場合所有者及び権原にもとづく占有者の同意書

＊修理、復旧が完了した場合

１　修理完了報告書

２　復旧完了報告書

３　添付書類

・修理したところの写真及び見取り図

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

重　要　文　化　財　修　理　届

重要文化財の修理を下記のとおり実施したいので、文化財保護法第４３条の２第１項の規定により届けます。

記

１　重要文化財の名称及び員数
２　指定年月日及び指定書の記号番号
３　重要文化財の指定書記載の所在の場所
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
７　修理を必要とする理由
８　修理の内容及び方法
９　現在の所在の場所が指定書記載の場所と異なるときは、現在の所在の場所
１０　修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所
１１　修理の着手及び終了の予定
　令和　　年　　月　　日着手予定、令和　　年　　月日終了予定
１２　修理施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地
１３　その他参考となるべき事項

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

復　旧　届

を下記のとおり復旧したいので、文化財保護法第１２７条第１項の規定により届けます。

記

１　指定の種別及び名称
２　指定年月日
３　所在地
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
６　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
７　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
８　復旧を必要とする理由
９　復旧の内容及び方法
１０　復旧の着手及び終了の予定
　令和　　年　　月　　日着手予定、令和　　年　　月　　日終了予定
１１　修理施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地
１２　その他参考となるべき事項

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

重 要 文 化 財 の 修 理 終 了 報 告 書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で届けました重要文化財の修理が終了しましたので報告します。

記

1　重要文化財の名称及び員数
2　指定書記載の所在の場所
3　修理届を行った氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
4　修理の内容及び方法
5　修理終了後の所在の場所が指定書記載の場所と異なるときは、その所在の場所
6　修理の着手及び終了の期日
　令和　　年　　月　　日着手　令和　　年　　月　　日終了
7　修理の施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地
8　その他参考となるべき事項

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

の復旧終了報告書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で届けました　　の復旧が終了しましたので報告します。

記

1　指定の種別及び名称
2　所在地
3　復旧届を行った氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
4　復旧の内容及び方法
5　復旧の着手及び終了の期日
　令和　　年　　月　　日着手　令和　年　　月　　日終了
6　復旧の施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地
7　その他参考となるべき事項

○国指定文化財の現状の変更や保存に影響を与える行為を行おうとするときには

（現状変更等）

文化財の現状変更とは、文化財の現状に何らかの変化を招来する一切の行為（文化財保存のための行為であってもこれに該当します。）を指します。ただし、除草、清掃等の文化財を保存していくうえで必要な日常管理行為や、指定以前からの用途に引き続き使用すること（史跡名勝等の指定地内の田畑を引き続き耕作することや住宅にそのまま居住すること。）は、現状変更にあたらないものと考えます。

また、保存に影響を与える行為とは直接に文化財の現状を変更するものではないが、今後の保存に影響を及ぼす行為を指します。例えばレプリカの作成、直接物件に触れて行う模写（揚げ写し等）、拓本取り、長時間高照度の照明下に置くこと、構造上安全な許容度を超える重量物の搬入、動植物の生息、繁殖、渡来等に影響を及ぼす行為などがこれにあたります。

個々の行為が現状変更、保存に影響を及ぼす行為に該当するかどうかは県教育委員会文化課に事前に御相談下さい。

現状変更、保存に影響を与える行為を行うには事前に文化庁長官の許可を受けなければなりません。市町村教育委員会から県教育委員会を通じてに許可申請書を提出してください。許可の申請は余裕を持って行って下さい。

ただし、非常災害の応急措置を執る場合、き損、損傷、衰亡している文化財にたいして、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に回復するための軽微な措置を行う場合、き損、損傷、衰亡の拡大を防止するために応急の措置を執る場合は許可（届）を受ける必要ありません。

また、修理届を出して行う修理、所在の場所の変更届けを出しての所在の場所の変更（規則第７条第２項の規定により届け出が免除されているものを含む）の場合、許可申請は必要ありません。

なお、現状変更が終了あるいは竣工したら完了報告書を提出してください。

＜関係法令等＞

法第４３条、第１２５条、国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則

＜届出に必要な書類＞

＊現状変更や保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合

１　現状変更等許可申請書＜重要文化財、記念物＞

２　添付書類

・現状変更等の設計仕様書及び設計図

・現状変更等をしようとする箇所の写真及び見取り図

・現状変更が必要とする理由を証するに足りる資料があるときはその資料

・申請者が所有者以外の者の場合は、所有者の承諾書

・権原に基づく占有者がある場合において、申請者が占有者以外の者である場合は、占有者の承諾書

・管理責任者がある場合において、申請者が管理責任者以外の者である場合は、管理責任者の承諾書

・管理団体がある場合において、申請者が管理団体以外の者である場合は、管理団体の承諾書

・その他参考となる資料

＊現状変更や保存に影響を及ぼす行為が完了した場合

１　文化財現状変更等完了報告書＜重要文化財、記念物＞

２　添付書類

・竣工報告書

・　現状変更したところの写真及び見取り図

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

重 要 文 化 財 の 現 状 変 更 等 許 可 申 請 書

重要文化財の現状変更等を下記のとおり実施したいので、文化財保護法第４３条第１項の規定により申請します。

記

１　重要文化財の名称及び員数
２　指定年月日及び指定書の記号番号
３　重要文化財の指定書記載の所在の場所
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
６　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
７　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
８　現状変更等を必要とする理由
９　現状変更等の内容及び実施の方法
１０　現在の所在の場所が指定書記載の場所と異なるときは、現在の所在の場所
１１　現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所
１２　現状変更等の着手及び終了の予定
　　令和　　年　　月　　日着手予定、令和　　年　　月　　日終了予定
１３　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地
１４　その他参考となるべき事項

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

の現状変更等許可申請書

の現状変更等を下記のとおり実施したいので、文化財保護法第１２５条第１項の規定により申請します。

記

１　指定の種別及び名称
２　指定年月日
３　所在地
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　権原に基づく占有者
６　管理責任者がある場合はその氏名及び住所
７　管理団体がある場合はその名称及びその事務所の所在地
８　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
９　現状変更等を必要とする理由
１０　現状変更等の内容及び実施の方法
１１　現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくは、き損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼされるべき当該文化財への影響に関する事項
１２　現状変更等の着手及び終了の予定
　令和　　年　　月　　日着手予定、令和　　年　　月　　日終了予定
１３　現状変更等に係る地域の地番
１４　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地
１５　その他参考となるべき事項

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

重要文化財の現状変更等終了報告書

令和　　年　　月　　日付け、委保第　　号で許可のありました重要文化財の現状変更等が下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1　重要文化財の名称及び員数
2　指定書記載の所在の場所
3　許可を受けたものの氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
4　現状変更等の内容及び実施の方法
5　現状変更後の所在の場所が指定書記載の場所と異なるときは、その所在の場所
6　現状変更等の着手及び終了の期日
　令和　　年　　月　　日着手　令和　　年　　月　　日終了
7　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地
8　その他参考となるべき事項

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

の現状変更等終了報告書

令和　　年　　月　　日付け、委保第　　号で許可のありました　　の現状変更等が下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1　指定の種別及び名称
2　所在の場所
3　許可を受けたものの氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
4　現状変更等の内容及び実施の方法
5　現状変更等の着手及び終了の期日
　令和　　年　　月　　日着手　令和　　年　　月　　日終了
7　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地
8　その他参考となるべき事項

○国登録有形文化財がき損、滅失したときは

（登録有形文化財の滅失）

登録有形文化財が災害や火事、いたずら等により壊れたり、なくなったりした場合、滅失届、き損届を発見から１０日以内に市町村教育委員会から県教育委員会を通して文化庁長官に提出して下さい。

＜関係法令等＞

法第６１条、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第１０条

＜届出に必要な書類＞

1　滅失の場合は滅失届け

2　き損の場合文化財き損届け

3　添付書類

・登録証

・滅失、き損の場合はその状態を示す写真（キャビネ版）、図面

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

届出者　住所
氏名

登　録　有　形　文　化　財　滅　失　届

登録有形文化財が下記のとおり滅失しましたので、文化財保護法第６１条の規定によりお届けします。

記

１　登録有形文化財の名称及び員数
２　登録年月日及び登録番号
３　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
６　管理団体がある場合は、その名称及びその事務所の所在地
７　滅失の事実の生じた日時及び場所
８　滅失の原因
９　滅失の事実を知った日
１０　滅失の事実を知った後に取られた措置
１１　その他参考となるべき事項

（注）現在の所在の場所と異なる場合には、現在の所在の場所を併記するものとする。）指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「登録有形文化財の登録証記載の所在の場所」の欄に併記すること。

国指定等

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

所有者　　氏名
（管理責任者）住所

登　録　有　形　文　化　財　き　損　届

記

登録有形文化財が下記のとおり滅失しましたので、文化財保護法第６１条の規定によりお届けします。

記

１　登録有形文化財の名称及び員数
２　登録年月日及び登録番号
３　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
６　管理団体がある場合は、その名称及びその事務所の所在地
７　き損の事実の生じた日時及び場所
８　き損の原因並びにその箇所及び程度
９　き損の事実を知った日
１０　き損の事実を知った後に取られた措置
１１その他参考となるべき事項

（注）現在の所在の場所と異なる場合には、現在の所在の場所を併記するものとする。指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「登録有形文化財の登録証記載の所在の場所」の欄に併記すること。

○国登録有形文化財の修理するときには

（登録有形文化財の修理）

登録有形文化財の修理は、原則として所有者が行います。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行います。その場合において、管理団体は、あらかじめ、その修理方法、時期について所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞く必要があります。また、それに要する費用については、原則として管理団体の負担となりますが、所有者の理解があれば、その一部の負担を所有者に求めることができます。

なお、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の修理の状況について報告を求めることもあります。

＜関係法令等＞

法第３２条の２第５項、第３２条の４、第３４条の３第１項、第６３条、第６８条

○登録有形文化財の現状の変更や保存に影響を与える行為を行おうとするときには

（現状変更等）

登録有形文化財の現状変更とは、登録有形文化財の現状に何らかの変化を招来する一切の行為（文化財保存のための行為であってもこれに該当します。）を指します。ただし、除草、清掃等の、登録有形文化財を保存していくうえで必要な日常管理行為や、指定以前からの用途に引き続き使用することは、現状変更にあたらないものと考えます。

また、保存に影響を与える行為とは直接に文化財の現状を変更するものではないが、今後の保存に影響を及ぼす行為を指します。

個々の行為が現状変更、保存に影響を及ぼす行為に該当するかどうかは県教育委員会文化課に事前に御相談下さい。

現状変更、保存に影響を与える行為を行うには、３０日前までに、文化庁長官に届け出なければなりません。市町村教育委員会から県教育委員会を通じて登録有形文化財現状変更等届を提出してください。

ただし、登録有形文化財の維持を目的とした行為であって、形状を変更する部分の面積が外観の４分の１以下である場合や内装のみを模様替えする場合、雨もりや壁のひび割れといった、き損の発生や拡大を防止するための工事の場合には届出の必要がありません。

なお、４分の１を超える場合であっても、同じ材料・構法を用いるものは、届出の必要がありません。

＜関係法令等＞

法第６４条、第１７９条第１項第５号、第２項、第４項、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１６条

＜届出に必要な書類＞

＊現状変更や保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合

1　現状変更等許可申請書

2　添付書類

・現状変更等の設計仕様書及び設計図

・現状変更等をしようとする箇所の写真

・申請者が所有者以外の者の場合は、所有者の意見書

・管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

・管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

・その他参考となる資料

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

登 録 有 形 文 化 財 の 現 状 変 更 届

登録有形文化財の現状変更を下記のとおり実施したいので、文化財保護法第６４条第１項の規定によりお届けします。

記

１　登録有形文化財の名称及び員数
２　登録年月日及び登録番号
３　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
６　管理団体がある場合は。その名称及びその事務所の所在地
７　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
８　現状変更を必要とする理由
９　現状変更の内容及び実施の方法
１０　移築を行うときは、移築後の所在の場所
１１　現状変更の着手及び終了の予定時期
　　令和　　年　　月　　日着手予定、令和　　年　　月　　日終了予定
１２　現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
１３　その他参考となるべき事項

（注）現在の所在の場所と異なる場合には、現在の所在の場所を併記するものとする。指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「登録有形文化財の登録証記載の所在の場所」の欄に併記すること。

○国登録有形文化財の管理や修理についての技術的指導が必要なときには

（管理や修理についての技術的指導）

登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文化庁長官にその管理や修理について技術的指導を求めることができます。

＜関係法令等＞

法第６６条、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第１７条

＜届出に必要な書類＞

・登録有形文化財の技術的指導願書

令和　　年　　月　　日

文 化 庁 長 官 様

申請者　住所
氏名

登 録 有 形 文 化 財 の 技 術 的 指 導 願 書

登録有形文化財の技術的指導を下記のとおり文化財保護法第６６条の規定によりお願いします。

記

1　登録有形文化財の名称及び員数
2　登録年月日及び登録番号
3　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
4　所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
5　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6　管理団体がある場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
7　技術的指導を必要とする理由
8　その他参考となるべき事項

（注）現在の所在の場所と異なる場合には、現在の所在の場所を併記するものとする。指定書に記載された所在地と実際の所在地が異なる場合には「登録有形文化財の登録証記載の所在の場所」の欄に併記すること。

○県指定文化財がき損したりなくなったときには

（文化財の滅失、き損、亡失、盗難）

文化財が災害や火事、いたずら、盗難等により壊れたり、なくなったりした場合、き損届、滅失届、亡失届、盗難届を発見から１０日以内に市町村教育委員会を通じて県教育委員会に提出して下さい。

＜関係法令等＞条例第９条、第３０条、第４０条　規則第６条

＜届出に必要な書類＞

1　滅失の場合文化財滅失届け（規則別記６号様式）
2　き損の場合文化財き損届け（規則別記６号様式）
3　亡失の場合文化財亡失届け（規則別記６号様式）
4　盗難の場合文化財盗難届け（規則別記６号様式）
5　添付書類
　・滅失の場合は指定書
　・き損の場合は写真、見取り図その他き損の状態を示す書類

規則別記第６号様式

令和　　年　　月　　日

熊本県教育委員会　様

所有者（管理責任者）　住所

氏名

文　化　財　滅　失　届

下記のとおり文化財が滅失しましたのでお届けします。

記

１　種別、指定名称及び員数

２　指定書の記号番号（重要文化財・重要民俗文化財）

３　指定年月日

４　文化財の所在の場所

５　所有者氏名又は名称及び住所

６　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

７　滅失の事実の生じた日時及び場所

８　滅失の事実が生じた当時における管理の状況

９　滅失の原因

１０　滅失の事実を知った日

１１　滅失の事実を知った後に取られた措置

１２　その他参考となるべき事項

規則別記第６号様式

令和　　年　　月　　日

熊本県教育委員会　様

所有者（管理責任者）　住所

氏名

文　化　財　き　損　届

下記のとおり文化財がき損しましたのでお届けします

記

１　種別、指定名称及び員数

２　指定書の記号番号（重要文化財・重要民俗文化財）

３　指定年月日

４　文化財の所在の場所

５　所有者氏名又は名称及び住所

６　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

７　き損の事実の生じた日時及び場所

８　き損の事実が生じた当時における管理の状況

９　き損の原因並びにき損の箇所及び程度

１０　き損の事実を知った日

１１　き損の事実を知った後に取られた措置

１２　その他参考となるべき事項

規則別記第６号様式

令和　　年　　月　　日

熊本県教育委員会　様

所有者（管理責任者）　住所

氏名

文　化　財　亡　失　届

下記のとおり文化財が亡失しましたのでお届けします。

記

１　種別、指定名称及び員数

２　指定書の記号番号（重要文化財・重要民俗文化財）

３　指定年月日

４　文化財の所在の場所

５　所有者氏名又は名称及び住所

６　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

７　亡失の事実の生じた日時及び場所

８　亡失の事実が生じた当時における管理の状況

９　亡失の原因

１０　亡失の事実を知った日

１１　亡失の事実を知った後に取られた措置

１２　　その他参考となるべき事項

規則別記第６号様式

令和　　年　　月　　日

熊本県教育委員会　様

所有者（管理責任者）　住所

氏名

文　化　財　盗　難　届

下記のとおり文化財が盗難にあいましたのでお届けします。

記

１　種別、指定名称及び員数

２　指定書の記号番号（重要文化財・重要民俗文化財）

３　指定年月日

４　文化財の所在の場所

５　所有者氏名又は名称及び住所

６　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

７　盗難の事実の生じた日時及び場所

８　盗難の事実が生じた当時における管理の状況

９　盗難の原因

１０　盗難の事実を知った日

１１　盗難の事実を知った後に取られた措置

１２　その他参考となるべき事項

○文化財所有者等が県指定文化財の修理を行うときには

（文化財の修理）

文化財の修理を行う場合は事前に市町村教育委員会を通じて３０日前までに届け出なければなりません。県教育委員会の文化財保護の補助金を受けて修理を行う場合は、修理届は必要ありません。

また、修理が終わればすみやかに修理完了報告書を提出してください。

＜関係法令等＞条例第１１条、第３０条、第４０条　規則第８条

＜届出に必要な書類＞

＊修理を行う場合

1　文化財修理届（規則別記第８号様式）

2　添付書類

・修理の設計書（仕様書、積算書）

・設計図面

・修理しようとする箇所の写真及び見取り図

＊修理が完了した場合

1　文化財修理完了報告書（規則別記第９号様式）

2　添付書類

・竣工報告書

・修理したところの写真及び見取り図

規則別記第８号様式

令和　　年　　月　　日

熊本県教育委員会　様

所有者（管理責任者）　住所

氏名

文　化　財　修　理　届

下記のとおり修理したいのでお届けします。

記

１　種別、指定名称及び員数

２　指定書の記号番号（重要文化財・重要民俗文化財）

３　指定年月日

４　文化財の所在の場所

５　所有者氏名又は名称及び住所

６　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

７　修理を必要とする理由

８　修理の内容及び方法

９　施工者の氏名、住所及び略歴

１０　施工予定期間

令和　　年　月　日から令和　　年　　月　　日まで

１１　修理に必要な経費

１２　その他参考になるべき事項

規則別記第９号様式

令和　　年　　月　　日

熊本県教育委員会　様

所有者（管理責任者）　住所

氏名

文　化　財　修　理　完　了　報　告　書

下記のとおり修理が完了したので報告します。

記

１　種別、指定名称及び員数

２　指定書の記号番号（重要文化財・重要民俗文化財）

３　指定年月日

４　文化財の所在の場所

５　所有者氏名又は名称及び住所

６　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

７　修理の内容

８　施工者の氏名、住所及び略歴

９　施工期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

１０　修理に要した経費

１２　その他参考になるべき事項

（１）届出年月日及び文書番号

○県指定文化財の現状の変更や保存に影響を与える行為を行おうとするときには

（現状変更等）

文化財の現状変更とは、文化財の現状に何らかの変化を招来する一切の行為（文化財保存のための行為であってもこれに該当します。）を指します. ただし、除草、清掃等の文化財を保存していくうえで必要な日常管理行為、指定以前からの用途に引き続き使用すること（史跡名勝等の指定地内の田畑を引き続き耕作することや住宅にそのまま居住すること。）現状変更にあたらないものと考えます。

また、保存に影響を与える行為とは直接に文化財の現状を変更するものではないが、今後の保存に影響を及ぼす行為を指します。例えばレプリカの作成、直接物件に触れて行う模写（揚げ写し等）、拓本取り、長時間高照度の照明下に置くこと、構造上安全な許容度を超える重量物の搬入、動植物の生息、繁殖、渡来等に影響を及ぼす行為などがこれにあたります。

個々の行為が現状変更、保存に影響を及ぼす行為に該当するかどうかは県文化課に事前に御相談下さい。

現状変更、保存に影響を与える行為を行うには事前に県教育委員会の許可を受けなければなりません。市町村教育委員会を通じて県教育委員会に許可申請書を出してください。（重要民俗文化財については２０日前までに届出。）許可の申請は余裕を持って行って下さい。

ただし、非常災害時に応急措置を執る場合、き損、損傷、衰亡している文化財にたいして、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に回復するための軽微な措置をする場合、き損、損傷、衰亡の拡大を防止するために応急の措置を執る場合は許可（届）を受ける必要ありません。

また、修理届を出して行う修理、所在の場所の変更届けを出しての所在の場所の変更（規則第７条第２項の規定により届け出が免除されているものを含む）、文化庁、県教育委員会の文化財保存修理等のための補助金を受けて行う事業の場合、許可申請（届出）は必要ありません。

なお、現状変更が終了あるいは竣工したら完了報告書を提出してください。

＜関係法令等＞

条例第１５条、第２９条、第３９条、規則第９条、第１４条、第１８条

＜申請（届）に必要な書類＞

＊現状変更や保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合

１　文化財現状変更等許可申請書（届）（規則別記第１０号）

２　添付書類

・現状変更等の仕様書（設計書）

・現状変更等を使用とする箇所の写真及び見取り図

・申請者が所有者以外の者の場合は、所有者の同意書

・権原に基づく占有者がある場合において、申請者が占有者以外の者である場合は、占有者の同意書

・管理責任者がある場合において、申請者が管理責任者以外の者である場合は、管理責任者の同意書

・現状変更を必要とする事由を証明するに足りる資料がある場合はその資料

・その他参考となる資料

＊現状変更や保存に影響を及ぼす行為が完了した場合

１　文化財現状変更等完了報告書（規則別記第９号）

２　添付書類

・竣工報告書

・現状変更したところの写真及び見取り図

規則別記第１０号様式

令和　　年　　月　　日

熊本県教育委員会様

所有者（管理責任者）　住所

氏名

文化財現状変更等許可申請書

下記のとおり現状変更等をしたいので、許可されるよう申請します。

記

１　種別、指定名称及び員数

２　指定書の記号番号

３　指定年月日

４　文化財の所在の場所

５　所有者氏名又は名称及び住所

６　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

７　現状変更等を必要とする理由

８　現状変更等の内容及び方法

９　施工者の氏名、住所及び略歴

１０　現状変更等の予定期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

１１　現状変更等に必要な経費

１２　その他参考になるべき事項

規則別記第９号様式

令和　　年　　月　　日

熊本県教育委員会　様

所有者（管理責任者）　住所

氏名

文　化　財　現　状　変　更　完　了　報　告　書

下記のとおり現状変更が完了したので報告します。

記

１　種別、指定名称及び員数

２　指定書の記号番号

３　指定年月日

４　文化財の所在の場所

５　所有者氏名又は名称及び住所

６　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

７　現状変更の内容

８　施工者の氏名、住所及び略歴

９　現状変更等の期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　月　　日まで

１０　現状変更に要した経費

１２　その他参考になるべき事項

（1）許可年月日及び文書番号

○古墳石室等の日常管理について

○古墳の現状など石材の落下など目に見える被害は把握しやすいが、石室の微妙な緩みやひび割れなどは、被災前のデータとの比較・検討によって始めて客観化されます。

○地震も含めた自然災害による古墳の被災状況を客観化するためには、一定の基準（観察項目）を設け、それに基づき日頃から個々の古墳を観察する必要があります。

○本チェックシートは平成２８年熊本地震に伴い文化庁と熊本県が刊行した『平成２８年熊本地震による古墳の被災状況について』平成２９年８月３１日に収録に収録しています。（今回掲載しているチェックシートは刊行当時から一部変更しています）

○石室の緩みなど目視だけでは把握しにくい被害を的確に把握するため、チェックシートによる記録と同時に、石室の三次元（３Ｄ）測量も併せて行うことが必要です。

　現在、一般に利用されている三次元レーザー測量は相応の費用を要するためすべての古墳を対象とするのは困難ですが、近年注目されている技術としてコンピュータビジョン技術中のＳｆＭ（Structure from Motion）/ＭＶＳ（Multi-view Stereo）を活用した比較的安易な三次元情報も取得できます。

　また、近年は新たな技術としてフォトグラメトリ（Photogrammetry）を用いた３Ｄ化の利活用も進んでいます。

※フォトグラメトリとは

　被写体をさまざまなアングルから撮影し、そのデジタル画像を解析、統合して立体的な 3DCG モデルを作成する手法です。フォトグラメトリは３Ｄスキャナのような特殊な機器が不要で、通常の写真から生成できることが特徴です。

（参考）

○平成２８年熊本地震による古墳の被災状況について　平成２９年８月３１日　文化庁・熊本県　（文化庁 HP からダウンロード可）

点検調書その1　　古墳の諸元と総合検査結果

フリガナ 古墳名		指定名称		指定年月日		所有者		管理団体		修理歴		点検年月日		その他 参考情報	
所在地		指定区分・種別		所在地		管理者		管理団体指定年月日				点検者			

	指定地の範囲・状況			墳丘						石室(単室・複室)								コンクリート・鋼材			
図面No.	1. 過去の点検、修理実施記録日 2. 過去の点検、修理実施記録日 3. 過去の点検、修理実施記録日 4. 過去の点検、修理実施記録日 5. 6. 7. 8.			01 亀裂・陥没	02 斜面の一部崩壊	03 外表面部の乾燥	04 空洞	05 外光の漏れ	06 墳丘全体の変形	07 石材のひび割れ	08 石材の緩み・脱落	09 石材の欠損	10 石柱の傾き・割れ	13 裏込め土の流出	14 石積みのふくらみ	15 漏水・帯水	16 沈下・移動・傾斜	17 扉の腐食等の不具合	18 鉄筋の腐食	19 剥離・鉄筋の露出	20 漏水・遊離石灰
1	墳丘	墳丘の頂部	—																		
2		円墳の墳丘の斜面部	羨道側																		
3			奥壁側																		
4		円墳の墳丘の斜面部	石室断面図入り　左側面																		
5			石室断面図入り　右側面																		
6	保存施設	外扉	羨道側																		
7			奥壁側																		
8		中扉	羨道側																		
9			奥壁側																		
10		内扉	羨道側																		
11			奥壁側																		
12		天井																			
13		床面																			
14		左側面																			
15		右側面																			
16	単室・複室	前庭部	—																		
17		羨道部の壁体	左壁																		
18			天井部																		
19			右壁																		
20		羨門	楣石	—																	
			袖石	—																	
			框石	—																	
21		前室	天井	—																	
22			積石の壁体	左壁																	
23				奥壁																	
24				右壁																	
25				前壁																	
26		玄門	楣石	—																	
			袖石	—																	
			框石	—																	
27		玄室	天井	—																	
28			壁体	左壁																	
29				奥壁																	
30				右壁																	
31				前壁																	

点検調書その２　　現況写真

フリガナ 古墳名		指定名称		指定年月日		所有者		管理団体		修理歴		点検年月日		その他 参考情報	
所在地		指定区分・種別		所在地		管理者		管理団体指定年月日				点検者			

指定地の範囲・状況	墳丘						石室(単室・複室)								コンクリート･鋼材			
	01 亀裂・陥没	02 斜面の一部崩壊	03 外表面部の乾燥	04 空洞	05 外光の漏れ	06 墳丘全体の変形	07 石材のひび割れ	08 石材の緩み・脱落	09 石材の欠損	10 石柱の傾き・割れ	13 裏込め土の流出	14 石積みのふくらみ	15 漏水・帯水	16 沈下・移動・傾斜	17 扉の腐食等の不具合	18 鉄筋の腐食	19 剥離・鉄筋の露出	20 漏水・遊離石灰

構造-墳丘	構造-内部

構造-墳丘損傷	構造-内部損傷

点検調書その3　　古墳図面

フリガナ 古墳名		指定名称		指定年月日		所有者		管理団体		修理歴		点検年月日		その他 参考情報	
所在地		指定区分・種別		所在地		管理者		管理団体指定年月日				点検者			

指定地の範囲・状況	墳丘						石室(単室・複室)								コンクリート･鋼材			
	01 亀裂・陥没	02 斜面の一部崩壊	03 外表面部の乾燥	04 空洞	**05 外光の漏れ**	06 墳丘全体の変形	07 石材のひび割れ	08 石材の緩み・脱落	09 石材の欠損	10 石柱の傾き・割れ	13 裏込め土の流出	14 石積みのふくらみ	**15 漏水・帯水**	16 沈下・移動・傾斜	17 扉の腐食等の不具合	18 鉄筋の腐食	19 剥離・鉄筋の露出	20 漏水・遊離石灰

構造-墳丘図面	構造-石室図面

熊本県文化財防災マニュアル
作成：令和２年（２０２０年）５月
最新改訂：令和５年（２０２３年）３月
編集・発行：熊本県教育庁教育総務局文化課